

外部評価報告書

平成25年8月

お茶の水女子大学

目 次

I. はじめに	…… P 1
II. 外部評価結果	
-1 外部評価結果の概要	…… P 5
-2 基準ごとの全学評価結果	…… P 7
-3 基準ごとの部局別評価結果	
① 文教育学部	…… P21
② 理学部	…… P33
③ 生活科学部	…… P47
④ 大学院人間文化創成科学研究科	…… P59
-4 外部評価委員の総評	…… P77
III. 参考資料	
-1 評価指針	…… P98
-2 全学評価要綱	…… P101
-3 部局別評価要綱	…… P103
-4 評価の観点実施基準	…… P105
-5 評価実施体制	…… P110
-6 外部評価委員会委員名簿	…… P111

I. はじめに

ごあいさつ

本学は平成 24 年度に自己点検・評価を実施し、その上で外部評価委員の先生方に委嘱して外部評価をお願いしました。この度「自己評価書」に対する「外部評価報告書」が完成いたしましたのでここに公表いたします。

平成 16 年度に国立大学が法人化されてから、本学では、中期目標計画の達成状況の報告書に対して国立大学法人評価委員会から評価を受け、また 7 年に 1 度、第三者機関によって教育研究等の総合的な状況について評価を行う認証評価を受け、さらに中期目標期間中に外部委員が参加して自主的に本学の諸活動を評価する、所謂、自己点検・評価も実施してまいりました。本報告書はこのうちの自主的評価の報告書に当たります。

本学の評価に関わる事項は、すべて総合評価室で進めております。ここには評価を担当する評議員を室長とし、教員数名と事務スタッフを室員と位置づけており、今回の自己点検・評価についても総務機構長のもと、総合評価室で平成 24 年度に実施することを決め、23 年度より周到に準備を進めてまいりました。その際、認証評価の「形式」及び「観点」を採用し、「全学」と部局、つまり文教育学部、理学部、生活科学部、大学院人間文化創成科学研究科という部局別とに振り分けるという方針をたてました。「全学」は初めて評価の対象にしたものですが、それは、本学では部局ではなく全学共通で実施していることの「観点」が少なくなかったからです。したがってなるべく重複は避けるように、観点を「全学」と部局に振り分けるべく努力しましたが、どうしても重複する記述の「観点」も残りました。ご覧いただく際にはこの点にご留意いただきたいと思っております。

本報告書の完成に至るまでには次のような手順を経ました。

まず、昨年 11 月に完成した「自己評価書」について外部評価委員に評価を仰ぎました。そして今年 1 月には、委員の皆様が直接本学を实地踏査され、事前に提出いただいていた疑問点などについて、4 副学長、3 学部長、研究科長との質疑応答が行われ、書面だけでは不明であった疑問点などに関して、ある程度氷解されたようでした。

その結果、6 月に「自己評価書」に対する「外部評価結果」報告が完成いたしました。この報告には、委員ごとに総評、特色、優れている点、改善すべき点が記されております。貴重なご意見として謹んでお受けし、大学として改善に努めてまいりたいと思っております。

委員の先生方にはご多忙の中、多大な時間を使って評価していただき、厚く御礼を申し上げます。

なお、「外部評価報告書」「自己評価書」及び指摘された改善すべき点に対する本学の対応は、広く社会に対して報告すべきものですので、ともどもホームページにおいて公表いたします。ご覧いただいた皆様からのご意見ご助言を切に願っております。

平成 25 年 8 月 1 日

国立大学法人お茶の水女子大学長
羽 入 佐 和 子

自己評価書に対する 外部評価結果

平成25年6月

お茶の水女子大学外部評価委員会

II-1 外部評価結果の概要

【特色ある点】

(全学)

- 女子大学としての自覚・特質・強み・努力が柔軟に統合されていること。

(文教育学部)

- 教育課程、授業科目の内容等について、学生のニーズ・興味関心、学術の発展動向、現代社会の諸状況・要請などに対し総じて適切に対応しており、充実したものになっていること。

(理学部)

- 従前からの高度な専門教育を行う取組（強化プログラム）を保持しつつ、境界・融合分野に志向をもつ学生に対応できるよう新しいプログラム（学際プログラムおよび副プログラム）を選択履修できる制度を導入していること。

(生活科学部)

- 文理融合の総合応用科学を基盤とし、高密度の講義、少人数の実験・実習、さらに個別的な卒業論文の作成など少数教育を徹底し、また、家庭科の教員免許状が取得しやすいカリキュラム内容になっていること。

(人間文化創成科学研究科)

- 全学で一つの大学院組織が形成され、細分化を避けた組織化が行われ、柔軟な教育研究の遂行を目指していること。
- 魅力ある大学院教育イニシアティブ事業として、「ユニバーサルマインドを持つ女性人材の育成（平成18年度～平成19年度）」「対話と深化の次世代女性リーダーの育成（平成17年度～平成18年度）」「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成（平成17年度～平成18年度）」に取り組み、日本の女性リーダーを育ててきたこと。

【優れている点】

(全学)

- 大学の理念・目的とカリキュラム・プログラム構造の間に体系性と順次性が確保されていること。
- 図書館オープン・スペースを活用しての「ラーニング・コモンズ」や就職・企業説明会その他の各種イベントの開催により、学生の主体的な学修その他の活動を促進していること。

(文教育学部)

- 学部の目的に国際的通用性を明記して、学生の目指す水準を設定していること。
- 教育課程、授業科目の内容等について、学生のニーズ・興味関心、学術の発展動向、現代社会の諸状況・要請などに対し総じて適切に対応しており、充実したものになっていること。

(理学部)

- 高い水準の教育を実施し、かつ、学生の高い満足度が総体として実現されていること。
- 独立法人研究機関におけるインターンシップ体験の単位認定、部活動や自主プロジェクトなど各種の学生の自主的活動への支援など、学生への多様かつきめ細かい配慮と指導がなされていること。

(生活科学部)

- 古い歴史を持ち、多くの優秀な人材を輩出し、我が国の教育学や家政学のリーダーとしての役割を担

Ⅱ.外部評価結果【1 外部評価結果の概要】

いながら、そのことに甘んずることなく時代の変化に対応して、今日的課題に取り組んでいること。

- 留年、休学、退学率が低水準であり、単位取得状況、管理栄養士合格率などから学習効果が十分に上がっていると判断できること。また、卒業論文が卒業判定会、卒論発表会などで指導され、高い水準を保っていること。

(人間文化創成科学研究科)

- 多数の共同研究、受託研究を受け入れ、文部科学省の委託事業なども活発に行われており、社会・経済・文化の発展に資する優れた研究や取組が行われていること。
- 大学院としての先進的な取組が行われていること。

【改善を要する点】

(全学)

- 小規模大学にもかかわらず 19 のセンターを擁し、それぞれに活動しているが、マンパワー活用の観点から統合・再配置が検討されても良いこと。
- 学生による教員評価を教員自身が授業改善のために活用する仕組みをつくるべきであること。
- 24 か所の学部・学科図書配置所を効率的に統合したほうが良いこと。

(文教育学部)

- 学生の平均取得単位数が資格取得科目履修を考慮するとしても多く、単位実質化の観点からは適切な指導などによる改善が必要であること。
- シラバスの記載内容について、「おおまかすぎる」との学生の意見も多いことを踏まえ、さらなる適正化・充実を図るべきであること。

(理学部)

- 教員定数の削減と相関して、将来にわたり現在の学部運営および教育研究の水準を維持することが難しいと予想されており、対応が望まれること。
- 意欲的かつ学生に対するきめ細かい対応が、カリキュラムの複雑化、教員の過度の負担増などにつながらないか危惧され、各種の試みの成果を客観的に評価し、必要に応じた見直しが望まれること。

(生活科学部)

- 各学科(講座)の独立性が高く、それらを貫く文理融合の総合的応用科学の視点が弱いように思われ、さらなる対応が望まれること。
- 生活科学部の卒業生がリーダーになることへの社会的ニーズに答えるべく、改善に取り組むことが期待されること。

(人間文化創成科学研究科)

- 博士後期課程では、学会発表件数は多く研究水準は高いものの、修業年限内の修了率が20%と低率であること。
- 人件費削減が進めば、現在の高質な研究教育の維持が困難になることが予測されること。
- 大学院の内部志願者、さらに内部入学者の割合を高めること。
- お茶の水女子大学に限ることではないが、大学・部局の運営や教育関連活動に費やす時間が大幅に増加し、教員の多忙化(時間の劣化)と研究活動面への影響が危惧されること。
- もっと国際性を高めて魅力をアピールしていくべきであること。

Ⅱ－２ 基準ごとの全学評価結果

基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的
○ 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。
○ 大学院においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【評価結果】

基準1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 大学の目的は学則第1条に「国立大学法人お茶の水女子大学(以下「本学」という。)は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与することを目的とする。」と明確に述べられている。3学部の目的は独立性と自律性を持って学則に述べられている。これらの目的の記述が大学憲章の第2章（本学の中長期活動指針）において全学横断的な共通基盤の上になされており、構造的に明確である。大学の目的は学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断される。
- 大学院の目的は大学院学則第1条に「国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科(以下「本学大学院」という。)は、本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と述べられている。博士前期課程・後期課程を通じて5つの専攻分野をもち、それぞれの専攻目的は明確である。大学院の目的は学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合していると判断される。
 なお、博士後期課程においても研究職のみならず専門職への進路がもっと強調されてよいのではないか。

基準2 教育研究組織
○ 教養教育の体制が適切に整備されているか。
○ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
○ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【評価結果】

基準2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- リベラルアーツ科目が全学年にわたって履修可能である事は評価できる。専門科目を履修した後にリベラルアーツ科目に戻って広い視野の下に専門科目の位置付けを確認する往還的履修が大切である。教養教育の体制は適切に整備されていると判断される。
- 附属施設等においては、それぞれに設置目的と関係規則をもっている。それらの各施設等のミッションは目的に応じて遂行されている。附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断される。
 今後は、19のセンターについてマンパワー活用の観点から統合・再配置が検討されることが期待される。
- 全学的組織としての教育研究評議会と教授会が教育活動を審議している。教育課程や教育方法などは全学教育システム改革推進本部で検討・実施されている。同本部の下にリベラルアーツ部会、教育改革部会、学務部会が置かれている。これらの部会が縦割りになっており、委員会によって活動の程度にややばらつきがみられるが、リベラルアーツ部会と教育改革部会が全学的見地から教授会と意見交換しつつ教育改革推進案をまとめていることは評価できる。
 教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っている
 と判断される。

基準3 教員及び教育支援者
○ 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。
○ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。
○ 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。
○ 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【評価結果】

基準3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 全ての教員は大学院の研究院に所属し、大学院教育及び学部の専門教育・教養教育を担当している。学部は講座制であり、博士前期課程はコース制であり、博士後期課程は領域制である。研究院は基幹部門（文化科学系、人間科学系、自然・応用科学系）と先端融合部門（先端融合系）で構成されている。教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断される。
 今後は、教員のさらなる確保をして、責任の所在を明確にし、大学院教育及び学部の専門教育・教養教育を担当していく仕組みをわかりやすくすることが期待される。
- 女性教員のライフサイクルに即した研究環境整備、テニユア制度、サバティカル制度、学長裁量人事など多様な人事制度と組織構造があることは評価できる。大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断される。
- 教員選考規則及び教員選考基準により教員採用基準や昇格基準が定められている。
- 学士課程における指導の評価等においては、ややばらつきがみられるが、全体的によく行っており、教育力は高いと判断される。
- 教員の教育及び研究活動等の評価に関しては、評価指針と個人活動評価要綱に基づき、各教員が教員活動状況データベースシステムに自身の教育・研究活動を入力している。役員において、その評価結果を参考にして給与の査定を実施し、昇給に反映させていることは評価できる。また、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を教員に配布していることは評価できる。教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われており、また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断される。
 今後は、教員が授業評価アンケートの結果を参考にしてどのように授業改善に取り組んでいるかの事例などを公表すること、授業評価をした当事者である学生にその評価結果を公表することが望

まれる。

基準5 教育内容及び方法
(学士課程)
○ 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。また、選択履修制度は定着しているか。

【評価結果】

基準5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 全学及び学部ごとにカリキュラムポリシーが制定されており、また授与される学位名は適切である。

カリキュラムはコア科目と専攻科目より構成され、コア科目として文理融合リベラルアーツを実施している。

専門教育については複数プログラム選択履修制度を実施している。

カリキュラムの体系性を確立するためにカラーコードベンチマーク制を導入している。

教育課程は学士課程教育の特色が明確であり評価できる。教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断される。今後は全教員がアドバイザー制度に参加することが期待される。

基準7 施設・設備及び学生支援
○ 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。
○ 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか
○ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
○ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。
○ 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
○ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。
○ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。
○ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。
○ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【評価結果】

基準7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 校地、校舎・講義室・情報処理教室・語学ラボ等の施設や、女性研究者支援のための保育所、授乳室、短期宿泊施設などが整っており、良く配慮されている。耐震化、バリアフリー・防犯に対する対策は適切である。また、新しい教育的学生寮（お茶大 SCC）が完成した。以上のことから教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされていると判断される。
- 「お茶大アカウント」とICカード内蔵の身分証明証・学生証を用いてネットワーク、メール、グループウェア、図書館システム、履修登録システムなど種々のサービスを受けられるようになっており、整備されていると判断できる。学内無線LAN、有線LAN環境やメールシステムに対する学生の満足度は高い。教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断される。
- 附属図書館は66万冊を擁しており、蔵書の構成は概ね教育研究分野に合致している。データベース化に関しては簡易データベースレベルではほぼ完了しており、詳細データレベルでも84%

II.外部評価結果【2 基準ごとの全学評価結果】

に達している。また、電子ジャーナルの冊数は評価に値する。実際、見学時でもその有効性は極めて高いことがわかった。

以上のことから図書館が整備され、図書、学術雑誌、その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断される。

今後は、24か所の学部・学科図書の配置所を効率的に統合することが望ましい。

- 情報教育用PCが230台、学修用PCが90台等、IT関係の機材は良く整えられている。附属図書館の蔵書、閲覧機能も評価できる。附属図書館入館者の増加も、学生の勉学への取組のための環境が整備され、効果的に利用されていることを示している。ラーニング・コモンズやキャリアカフェ、大学院生用の研究スペースなどの充実も評価できる。附属図書館も含めて、学生の自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていることが、実地見学でも明らかであり、高く評価出来る。自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断される。

- 入学後のオリエンテーションやGPA制度と複数プログラム選択履修制度に関するガイダンス等と共に、学部ごとの特徴のあるガイダンスが提供されている。授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断される。

今後は、中退問題が顕在化・増加傾向にある今日、学修プログラムや学生生活と学生本人の勉学意欲・生活環境等との間にミスマッチを起こしていないか否かを分析することも必要である。

- 学生からの学修相談について、教務チームの担当窓口が随時相談を受け続けていることは高く評価できる。学修困難者を個人的に支援するのみではなく、大学全体の支援活動として認識し、支援体制を展開している。学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断される。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われていると判断される。

今後は、留学生や学習困難者を個別に支援するだけでなく大学全体の取組対象として、必要に応じて学習支援に積極的に取り組んでいくことが期待される。成績不振、休学、途中退学など、問題を抱える学生へのアドバイザー制度、履修カウンセリング、生活相談クリニック、健康相談クリニック、健康相談クリニック、人権相談員制度、危機管理センターなどを全学統合的かつ相互協力的に運用することが必要である。

- 大学として積極的に公認文化系・体育系サークルリーダーズ研修を実施していることは評価できる。他大学でクラブ活動に関連する不祥事が起こっていることもあり、このような取組は大切である。

学長と学生の懇談会を年1回開催し、事前にアンケート調査を実施して学生のニーズの把握に努め、対応策を実施していることは、評価できる。

以上のことから学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断される。

留学生のクラブ参加は異文化交流経験や共学・共生という観点からも留学生・日本人学生双方にとって良い機会であり、クラブの部長達にとっては異文化リーダーシップ訓練の場になるので、

留学生も含めて学生の自主的な活動を一層うながすと、なお良いと考えられる。

- 学生支援センター、健康管理センター、セクシャルハラスメント等人権侵害相談室等を設けると共に、毎年学生懇談会を実施して学生のニーズの把握に努め、対応策を実施していることは評価できる。生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断される。なお、ハラスメント対応において人権相談員等の第一次相談者の対応研修は非常に重要で、二次被害を惹起させないような周到な対応が必要である。
- 学生への経済面の援助はさらに必要である。各種の奨学金が利用できるような制度と範囲があることは評価できる。学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断される。今後は、同窓会などからの支援も期待される。

基準8 教育の内部質保証システム
○ 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。
○ 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。
○ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。
○ ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
○ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- ①学部における指導担当教員、②教務窓口、③全学共通の総合学習支援センターによる三層構造の対面学修支援体制を機能させているのは評価できる。学内LANによる学生の学習進度自己管理が可能である。成績不良者への支援をする事によってこのシステムの多次的利用を行うことを期待したい。ファンクショナルGPAは学生個人の学修成果の確認には重要である。原成績主義とグレードインフレーションとのかかわりにも留意する必要がある。
- 授業評価アンケートや学修環境と生活・意識に関する調査、学修支援（システム）に関する調査など、多方面からきめの細かい意見聴取が行われており評価できる。授業評価の結果を教員のみフィードバックすることに留まっているのは問題である。教員の固有名詞を公開せずに、教員全体への学生による授業評価の結果を公開し、大学が学生の授業評価にどのように対応しようとしているかを明示することは大切である。
- 「女性リーダー育成プログラム」や「出る杭を育てる」プログラムの中で、卒業生アンケートや就職先企業・諸機関への調査などを行い学外関係者の意見を取り上げている事は評価できる。また、実施面接で在学生や卒業生がお茶大に誇りをもっていることが伺えた。以上のことから学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断される。
- FD活動として海外の大学から教員を招聘して英語による集中講義やFDセミナーを開催するなどの活動が見られる。単位制度の実質化を推進するため授業時間外学習の基盤となる授業・学習支援システム「Moodle」や「Plone」を使った学習支援のための教員講習会を日常的に開催していることは評価できる。これらの取組は改善に結びついているが教員の負担はかなり大きいものと思われる。

- TAが実施報告書を教育機構長に提出することで教育補助者の充実をさらに高めていることは評価できる。教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われている。

基準9 財務基盤及び管理運営
○ 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。
○ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。
○ 監事が適切な役割を果たしているか。
○ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【評価結果】

基準9を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 管理運営のための組織および事務組織が明確に確立されていることは評価できる。お茶の水女子大学の規模の大学として部局、本部、センター等の数が多すぎるか否は検証する必要がある。
- 危機管理体制は明確である。今後は危機管理のテーマを選んで実地シミュレーションを定期的実施する必要がある（例：海外留学・研修中の学生事故発生時の対応など）。
- 経営評議会が学外のニーズを取り入れて管理運営に反映させる窓口になっていることは評価できるが、このことへの対応など業務全般において教員の負担が増えており、もう少し適切な体制にすることが望ましい。
- 国立大学法人法に基づき監事監査が適切に行なわれている。監事が適切な役割を果たしていると判断される。
- 管理運営のための組織・事務機能の展開のために研修やSDが適切に行われている。教職員との相互理解と役割分担は行われている。管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断される。

基準10 教育情報等の公表
○ 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
○ 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。
○ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【評価結果】

基準10を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 履修ガイド、募集要項、大学案内、大学院パンフレット、教育情報公開レビュー等、教育情報の公開は適切に行われており、構成員に周知されている。大学の目的が適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断される。
- アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーはホームページ等に明確に記載されており、周知されている。入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は適切に公表、周知されていると判断される。
- 大学ホームページに12項目に及ぶ教育研究活動などの情報を掲載して広報に努めていることは評価できる。広報チームによる広報活動やITを利用した広報活動も整備されてきている。「GAZETT」の刊行による広報、学生自主企画「D-cha」による「お茶娘タイムズ」の刊行など興味ある活動がうかがえる。
 今後は、さらなる情報の発信の努力があると良い。

Ⅱ.外部評価結果【2 基準ごとの全学評価結果】

Ⅱ－3 基準ごとの部局別評価結果

①文教育学部

基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的

- 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【評価結果】

基準1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 学部の目的として、獲得すべき能力とその水準（「国際的に通用する」）が明記されている。学校教育法第83条の規程「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」に合致し、妥当である。

基準2 教育研究組織
○ 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
○ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【評価結果】

基準2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 「人文科学科、言語文化学科、人間社会科学科、芸術・表現行動学科」の4学科と12の専門コースの構成、及び複数プログラム選択履修制度の導入・実施は、歴史的経緯及び教員数・学生定員を踏まえるなら、妥当かつ適切であると言える。また、1996年に現学科体制になって以来、2005、2008、2011年と課題に即応してカリキュラムを改正している。以上のことから学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断される。
- 教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動として、毎月1回の定例教授会の開催とその審議事項の内容は妥当なものと言える。教務事項検討委員会の構成、審議事項、及びその結果の周知・共有の方法は妥当と言える。35もの教育プログラムがあり、やや多いように思われるが、教務委員会で適格に状況を把握し対応している。以上のことから教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとは判断される。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているとは判断される。

基準3 教員及び教育支援者
○ 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。
○ 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。
○ 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【評価結果】

基準3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 教育組織編制は妥当であり、また学科・コースの運営及び学生指導に関わる責任の所在は明確であり、かつ学生にも明示されている。教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断される。

- 教員一人当たりの学生数、主要な授業科目の専任教員による担当などの外形的基準は妥当である。しかし各学科とくに人文科学科では、前年度に比して絶対数でも専任教員数が減っており、科目展開・教員の負担増などへの懸念がある。また技術職員が1名でしかない点はやや疑問のあるところだが、全体としては国立大学法人ならではの充実した体制となっているように見受けられる。

基準4 学生の受入
○ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
○ 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
○ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
○ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
○ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

基準4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 入学者受入方針は当該学部の学科（コース）毎に明確化されており、募集要項や大学ホームページに記載され、広く提供されている。入学者受入方針に沿った学生を選抜するため、受験科目や配点への配慮（一般入試）、小論文や面接の実施（推薦入試、一般入試後期）、グループ討議や英語講義の実施（AO入試）、連携授業による適性の確認（高大連携特別選抜）などを行っていることから、選抜方法は前期日程・後期日程とも入学者受入方針に対応して適正なものと考えられる。
- 入学者選抜の実施体制としては、学生募集要項等の作成から判定資料の作成まで、学部入試実施部会が全過程を掌握しており、また合否判定は厳密に作成された資料を基にした学科原案を教授会で審議することにより入学者選抜の公正さが確保されている。以上のことから入学者選抜の実施体制は適正であり、選抜は公正に実施されていると考えられる。
- 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組として入試別入学者の追跡調査など新生に対するアンケート調査が行われている。その結果を基に入学者選抜方法と選抜結果の妥当性・適切性の検証が行われ、その改善が図られている。以上のことから入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断される。
- 定員充足率は学部全体でも学科別でも、過去3カ年平均 1.04～1.08 となっており、適正だと言える。

基準5 教育内容及び方法
(学士課程)
○ 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。
○ 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。また、選択履修制度は定着しているか。
○ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。特に学生の満足度や不満を把握しているか。
○ 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。
○ 単位の実質化への配慮がなされているか。
○ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。
○ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。
○ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。
○ 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。
○ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。
○ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

基準5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は明確に定められており、ホームページにて広く一般にも公表されている。そのカリキュラム・ポリシーに基づいて、人文科学科・言語文化学科・人間社会科学科及びグローバル文化学環は複数プログラム選択履修制度をとっており、制度は定着し有効に機能している。教育課程の編成は体系化され妥当と言える。
 なお、授与される学位名称については、履修ガイドの最後のセクション（諸規定等）の「学位規則」に示されているものの、大学案内等には記載されていないようであり、適切な個所に明示するのが望ましい。
- 学生の満足度などについては、平成22年度に「お茶大生の学習環境と生活・意識に関する調査」が実施され、教養教育・専門教育、専攻科目の配置の適切性や難易度、少人数教育・教員指導への評価などの満足度等について詳細に調査・分析がなされており、さらに、学部独自のアンケート調査を実施しているなど、実態把握に努めていることは評価できる。

- 授業の構成・方法については、学生のアンケート調査の結果をみると、授業について平成 22 年度には 89.8%、平成 23 年度には 91.7%の学生が「創意工夫がとても感じられた・感じられた」としている。少人数教育については、93.0%の学生が「良さを感じている・まあ良さを感じている」としている。以上の結果から授業の構成・方法については概ね適切であると判断される。
- 図書館・図書室の利用時間については、学生側からは延長を望む声強い。今後工夫が求められる。また、ひとつの履修科目につき学生の授業外学習時間 30 分未満が 5 割近いことなどについては、さらなる改善が求められる。
- シラバスについては標準フォーマットによるウェブシラバスが公表されているが、学生の評価では内容が「おおまかすぎる」が多い。ウェブシラバスの使い勝手については検討の余地がある。
- 英語能力の基礎学力不足の学生に関する対応としては、「英語基礎強化ゼミ」の開設、1・2年生の習熟度別クラス編成、英語学習相談室の開設など、組織的取組が行われている。
- 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は明確化されており、ウェブサイトにも公示されている。
- GPAの採用、5段階評価の最上位「S」の割合設定（15%以下）など、標準化・適正化の工夫がなされている。加えて、評価基準の公開や学生からの疑義への対応などの措置が講じられている。
- 卒業認定基準は学則、教授会規則、ディプロマ・ポリシーにおいて策定され、履修ガイド等を通じて学生に周知され、適正に実施されていると判断できる。

基準6 学習成果
○ 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
○ 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。
○ 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

基準6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 標準修業年限内の卒業率及び「標準修業年限×1.5」年内の卒業率はともに約9割となっている。資格の取得状況としては、教育職員免許状は平成22年度は24.1%が取得し、平成23年度は13.5%が取得、学芸員資格取得者は平均14.5名が取得している。これらの卒業率、資格取得状況等の外形的基準による限り、学修成果は妥当と評価できる。
 ただし、平成22～23年度の卒業者の取得単位数を見ると、平均で150.9単位であり、卒業に必要な124単位を約2割上回っている。履修単位数が各種資格科目の履修を考慮しても多いように思われる。
- 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取として行っている授業評価アンケートによると、当該学部の平成22～23年度の平均値では、平成22年度が授業の満足度4.2、達成度3.8、有益度4.2、平成23年度が授業の満足度4.2、達成度3.8、有益度4.2となっている。これらの結果による限り、学修成果は概ね高く適切であると判断できる。
- 当該学部の就職率については60～70%であり、進学者率は2割前後である。就職先としては国家公務員、地方公務員（都道府縣市町村）、銀行、総合商社、メーカー、マスメディア・情報産業、小中高校教員などとなっており、就職希望者の就職率は平成22年度は84.4%と減少していたが、平成23年度は、大学が就活支援を強化したこともあり、96.5%に回復している。以上のことから卒業後の進路・就職状況は進学率・就職率も高く、良好と評価できる。

基準7 施設・設備及び学生支援
○ 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか
○ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
○ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。
○ 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
○ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【評価結果】

基準7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 学生が自由に利用できるパソコンを設置しており、地理情報システムや統計ソフトなどが使えるようになっている。ICT環境の整備は概ね妥当と言えるが、学生用パソコンの設置数が不足しており、さらにコースによってかなりのばらつきがある。また、活用状況のさらなる改善を図ることが期待される。
- 図書館については概ね充実していると言えるが、予算の制約や学生の関心の多様化もあり、学生アンケート調査では、蔵書数の拡充への期待・要望が多いようであることから、新刊専門書購入増加の努力など、一層の拡充が期待される。
- 自主的学習環境の整備状況は概ね妥当と考えられるが、自宅での文献検索閲覧サービスの提供が期待される。また、コース図書室の開館時間等に改善が望ましい。
- 当該学部では、入学時及び1年～4年次にわたりガイダンスが実施されており、実施状況は妥当かつ適切であると言える。ただし、複数プログラム選択履修制度は複雑のように思われるので、そのガイダンスの検証が必要である。
- 学習相談、助言、支援体制として、教員のオフィスアワー、コース事務担当窓口（アカデミック・アシスタント）、新入生への「ピアサポート・プログラム」などが整備されている。留学生については、グローバル協力センターや留学生相談室、受入指導教員の配置、編入学生については、当該学年担当が相談にあたり、心身など健康上の問題や学費などの生活上の問題を抱える学生に対しては、学年担当又は指導教員が相談にあたっている。これらニーズ把握、相談・助言・支援の体制、整備及び実施は適切であると判断される。

基準8 教育の内部質保証システム
○ 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。
○ 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。
○ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。
○ ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
○ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 教育研究上の基本組織や学習の成果に係る評価及び卒業等についての基準はウェブサイト等において示されている。教育活動の状況や学習成果を自己点検・評価及び検証するシステムとしては学生の授業評価アンケートがあり、教員の教育活動に関する成果を読み取るデータとなっている。そうした授業実施に関するPDCAサイクルの適正化を図るために、FD活動を行っている。以上のことから内部質保証の体制は整備され、適切に機能していると判断される。
- 大学構成員各層の意見の聴取と継続的な改善・向上の取組や適切に行われていると判断される。なお、演習等の少人数授業が多い場合の授業評価など学生の意見・要望把握は、難問であるが、お茶の水女子大学ならではの独自の方法開発に期待したい。
- 文教育学部FD委員会は「学生の声をいかにして聞くか」についてのセミナーを開催し、セミナーでの討議を経て、「文教育学部の教育についての学生アンケート」調査を実施し、結果を学生ポータルサイトに公開した。これらのことから適切性・有効性のあるプログラムが実施されていると判断される。今後は質向上・改善の具体的検証が必要である。
- 当該学部では、各コースの実情に合わせ、必要な教育支援者・補助者に対する指導を行っている。全学的に実施されるティーチングアシスタント（TA）研修に加え、コア外国語科目TAの指導には文教育学部の外国語担当教員があたっている。これらのことから必要な取り組みが適切に行われていると判断される。

基準10 教育情報等の公表

- 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【評価結果】

基準10を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- アドミッション・ポリシーは募集要項等に明確に記載されていることで、受験生への周知がなされている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、ウェブサイトで公開され、各プログラムのカリキュラム・ポリシーは『履修ガイド』に明記され、各学科・コースごとのガイダンスなどを通して学生に周知されている。以上のことから、大学の目的が適切に公表されるとともに、構成員に周知され、また、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断される。

Ⅱ－3 基準ごとの部局別評価結果

②理学部

基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的

- 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【評価結果】

基準1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 理学部の目的は「理学部は、理学の基礎知識を修得し、大学院において高度な教育を受けるための能力を有する人材及び理学の基礎知識を活用し社会の多様な分野において主導的役割を果たすことができる人材を養成することを目的とする。」と学則に明記されており、大学の目的は学校教育法第83条の規程に則したものとなっている。また、学科の目的も、これを各領域ごとに具体的に記載したものが学則中に規定されており、評価は妥当といえる。

基準2 教育研究組織

- | |
|---|
| ○ 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。 |
| ○ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。 |

【評価結果】

基準2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 数学、物理学、化学、生物学、情報科学の5学科体制がとられており、理学部の教育研究の目的を達成する上で適切と判断される。学科構成自体は問題ないが、実際の理学系基礎教育の視点から、幅広い専門教育を行うための学科間の風通しについての記述が必要である。
- 理学部カリキュラム委員会が、学部教育についての議論を行う場であると考えられるが、議事録を見る限り、各学科の意向を取りまとめることを行っているとの印象を持ち、理学部全体としての幅広い専門性に関する議論が乏しいように見受けられる。各学科の独立性が高い印象を持つ。
教授会、カリキュラム委員会は各々必要な活動を行っていることがうかがわれ、評価は妥当と言える。カリキュラム委員会の年間開催回数などの記載があるとよい。

基準3 教員及び教育支援者
○ 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。
○ 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。
○ 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【評価結果】

基準3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 学部長－学科長、学科長会議－教室会議という体制がとられているとあり、組織的な連携体制がとられていると考えられるが、これについて明文化した学部規程などの資料の提示がほしい。また、講座責任者は置かれているのか、（2講座なので）特にそのような体制では無いのかに関する記載がほしい。
- 当該学部には、教授 38 名、准教授 17 名、講師 6 名、助教 2 名が配置（平成 23 年 5 月 1 日現在）されている。大学設置基準に定められた教員数を確保している。教員数、配置は妥当なものとなっていると判断される。
- 教育課程を遂行するための事務組織として、教務チーム(17 名)及びファカルティ支援チーム(7 名)、学生・キャリア支援チーム(15 名)がある。
 また、情報基盤センター及び湾岸生物教育研究センターに各 1 名の技術職員を配置している。このほか、理学部各学科の教務、図書管理関係の事務を補佐する非常勤職員のアカデミック・アシスタントが全学予算で配置されている（数学科 1 名、物理学科 2 名、化学科 2 名、生物学科 1 名、理学部共通図書室（物理学、化学、生物学） 1 名、情報科学科 2 名）。
 さらに、ティーチング・アシスタント（TA）が必要な演習、実習科目に配置されている。
 事務職員、教育補助者の適切な配置、活用がなされていると判断できる。特に教育支援担当事務職員の人数はそれなりに多く、充実した対応がなされていると思われる。

基準4 学生の受入
○ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
○ 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
○ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
○ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
○ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

基準4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は学部については「本学部志望者には、高校において、理系科目（数学、理科〔物理、化学、生物〕）を学び、論理的思考力を身につけるようにすること、および、自然科学の基礎知識を習得しておくことはもちろんのこと、文系科目（国語、社会、英語）も幅広く履修し、筋道の立った文章が書けることなどが望まれます。「推薦入試」、「帰国子女・外国学校出身者特別入試」においては、志望学科に関係する各種コンテストなどで活躍した実績も評価します。」と定められている。さらに学科ごとにも明確に定められ、ホームページ、選抜要項などに明示されている。
アドミッション・ポリシーが明確に定められていると判断される。
- アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜するため、学部入試では小論文や面接の重視（一般入試）、集団討議や英語講義の実施（AO入試）、連携授業による適性の確認（高大連携特別選抜）などを行っている。適切な学生の受入方法が採用されていると判断される。
- 入試実施体制として、入学試験実施委員会の下に学部入試実施部会を設置している。入学者選抜に係る各種の要項については、教授会等の検討を経て入試実施部会で決定している。
学部の入試においては、学部入試実施部会の下に、入試方法専門部会、入試問題専門部会、AO入試専門部会を置いている。入試問題専門部会では一般選抜における作問の取りまとめを、入試方法専門部会では入試の実施方法に関する具体的な検討を行い、AO入試専門部会では、AO入試に関する企画や実施等を担当している。入試の実施に係る業務や採点等は、学部入試実施部会が直接掌握し、運営している。
なお、情報公開の観点から、一般選抜終了後には、各出願区分の合格者数、合格者平均点等の情報を大学ホームページで公開しており、希望者には入試成績の開示を行っている。

Ⅱ.外部評価結果【3 基準ごとの部局別評価結果-②理学部】

以上のことから入試体制は整っており、個人に対する情報開示の体制も整えられているので、公正に実施されているという評価は妥当と考える。

- 入試の企画、広報等を行う組織として入試推進室が設置され、各種入試に関する問題点や改善点の把握、追跡調査やアンケート調査結果の分析等を行い、新たな特別選抜の導入や面接要領を策定している。入試に関わる内容なので、具体的資料の提示はなされていないが、入試推進室などにより、入試に関する分析が行われ、対応もとられているとあり、評価は妥当と判定する。
- 入学定員に対する充足率は0.98～1.15で、適正という判断は妥当と言える。

基準5 教育内容及び方法
(学士課程)
○ 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。
○ 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。また、選択履修制度は定着しているか。
○ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。特に学生の満足度や不満を把握しているか。
○ 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。
○ 単位の実質化への配慮がなされているか。
○ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。
○ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。
○ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。
○ 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。
○ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。
○ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

基準5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 当該学部のカリキュラム・ポリシーは「理学は、自然の成り立ちの原理・法則を探求する学問である。理学部では、人類の英知が蓄積された理論や知識を深く知り、さらに新たな謎に挑むための柔軟な思考力と優れた問題解決能力を身につける。自然とその中で展開する人間活動を扱う様々な場面において、多大な貢献が出来る次世代のリーダーあるいは中核となる人材育成のための教育を行う。学科により、高等学校・中学校教員免許取得ならびに、学芸員資格取得のための科目を設置する。」と定められている。学科ごとにもややばらつきが感じられるものの、カリキュラム・ポリシーは明確に定められている。またホームページ等でも確認できるようになっている。
- 当該学部の授業科目は、主に、外国語、教養課程に対応するコア科目、理学の全般的基礎を担う全学共通科目、専攻科目、教職科目から成っている。また、複数プログラム選択履修制度が設置されており、各学科の主プログラムの中に、その分野に密接に関わる他分野の基礎的科目を全学共通科目の中から配置し、いずれも専門課程の基盤を確実に築けるよう配慮されている。

II. 外部評価結果【3 基準ごとの部局別評価結果-②理学部】

カリキュラム、履修規程から判断して、教育課程は体系的に編成されており、また、必要な水準が保証されている。なお、選択履修制は平成 23 年度からのスタートのため、定着について判断できないという評価も致し方ない。

また、学科間の壁を低くする意図は感じられ、改善されている。

- 理系科目における分野間相互の基礎学力補完のための理科科目の補完授業、国内他大学との単位互換制度、生命情報学等の副コースの設置、卒業研究を学生の専攻分野に関連する他学科の教員の元で行うことの出来るシステム（卒研シフト）、教育職員免許取得課程などの資格取得のための課程、独立法人研究機関でのインターンシップなど、様々な形で多様なカリキュラムが用意され、学生アンケート調査も実施されている。教育上の様々な試みがなされている点は高く評価されるが、かなり複雑な体系になっている点は多少気がかりである。「改善を要する点」でも問題点として維持の難しさが取り上げられている。
また、特に副プログラム、学際プログラムにおいては、主プログラムとの関連等についてもシラバスに書かれていると、受講し易い。
- 講義、演習、実験、実習等の組み合わせについて、分野ごとの学問体系・特質の差異を反映したプログラムが組まれている。また、TAの活用も含め、教育内容に応じた学習指導法が採用されていると判断される。
- 履修科目数の上限設定、少人数講義などは、単位の実質化に有効と考えられる。また、情報科学科で行われている情報科学集中演習の様な科目の用意は大切であろう。昨今問題になっている講義回数の半期 15 回確保についてどのような対応をとっているかの記載がほしい。
- 授業計画にとどまらず、受講条件、評価方法など学生が講義、実験、演習を受講する上で必要とする情報が要領よく記載されたシラバスが用意されている。ただし、科目間の関連や必要な予備知識に関しての記述がない。
- 補完授業、ピアサポートなど、多様な形で基礎学力不足の学生への対応が組織的になされている。ただし、学生の意識調査では約 2 割が学習支援が不足していると答えており、整理も含めた検討が必要かもしれない。
- 理学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は「1. 学則の定める所定の修了条件を満たしたものに対して理学部学士課程の修了を認める。 2. 理学部各学科が定めた教育課程を履修し、人類の英知が蓄積された理学の理論や知識を深く知り、さらに新たな謎に挑むための柔軟な思考力と優れた問題解決能力を身につけ、人類社会に対して多大な貢献が期待できる人材に対し、理学部学士課程の修了を認める。修了に際しては、卒業研究（数学講究もしくは特別研究）を行わなければならない。教員の指導のもとにテーマを選択し、自然科学の方法論に則って主体的に研究し、その成果を発表しなければならない。」と定められている。また学科ごとにもディプロマ・ポリシーが定められ、ホームページ等で明示されている。ただし、一部、抽象的な表現となっている。
ディプロマ・ポリシーが明確に定められていると判断される。

- 成績評価基準は、『履修ガイド』に明記され、学生全員に配付して周知していることから、成績評価基準は学生に周知されていると判断される。ただし、学生が成績評価について適切と答えているという記述に対応した学生意識調査の資料 22 頁には該当部分が見つからなかった。
- 成績評価の異議について教務チームで対応する仕組みが設けられており、妥当といえる。ただし、成績評価に対する申し立て件数は 21 件とそれなりの数となっており、その内容を考慮した評価についての記載もほしい。
- 卒業認定は学則第 22 条及び各学部履修規程に示しており、『履修ガイド』として学生に配布するとともに新入生オリエンテーションにおいて説明している。
卒業要件である卒業論文・卒業研究については、各コースや学科・講座において成績評価基準を取り決めている。卒論指導や卒論構想発表会等の機会を通じて卒業要件は学生に周知されている。各学科・コース・講座ごとに複数名の教員による審査、公開発表会、教授会での審議が行われ、卒業認定は適切に実施されていると判断される。

基準6 学習成果
○ 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
○ 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。
○ 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

基準6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 理学部学生の平均単位取得数は、概ね 150 である。4年間での卒業率は、概ね9割前後となっている。教職免許取得率は3割前後となっている。
 博士前期課程への進学後、卒業研究の成果をもとにした国内外の学会発表、学会誌への論文投稿が数多くなされている。
 履修単位数、修業年限、教員免許取得者数、博士前期課程における学会発表数等のデータからみて、質量両面において、学習成果が上がっているとする評価は妥当といえる。
- 全学的に授業評価アンケートを実施し、学生の教育に対する満足度等を聴取し、その結果を各授業担当者にフィードバックするとともに、学部別の集計データを作成している。集計結果によると、学生の授業全般に対する評価はおおむね高く、5点満点でおおむね4点の評価を得ている。特に、理解度、満足度、有益度、達成度などにおいて高評価であり、80～90%の学生が肯定的な回答（非常によい、もしくはよいという評価）を寄せている。
 授業評価アンケートにおいて、学習の達成度、授業の満足度の平均評点は高く、学習成果が上がっているという自己評価は妥当と言える。
- 大学院への進学率が60%程度、就職率が100%近いという内容から、学習成果が上がっているという判断はほぼ妥当と言える。ただし、未回答者7名がどのような状況かで、値が5～10%程度変わる点は注意が必要であること、また世の中一般では、不景気とも関連して就職を先に延ばすために大学院へ進学するものが出てきており、この辺りは統計には表れてこないが留意すべき点といえる。

基準7 施設・設備及び学生支援
○ 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか
○ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
○ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。
○ 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
○ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【評価結果】

基準7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 全学的には、情報推進室、情報基盤センター及び図書・情報チームが協力し学内の情報基盤整備を行っており、学生が自由に使えるPCは情報処理教室、図書館、キャリア支援センターなど学内の多くの場所に分散して配置されている。附属図書館には学生の自学自習環境の向上のために学生用PCが70台配備されたラーニング・コモンズが整備されている。

このほか学部においては計算機室、談話室、数学図書室などが整備されている。

学内ネットワークは、理学部建物の全ての室に情報コンセントが整備済であると共に、無線LAN環境も整備され、理学部内の建物のほとんど全ての室からの無線LAN接続が可能な状況にある。

これらの記載を見る限りでは、ICT環境は十分に整えられているように感じられるが、学生アンケート結果などによる学生からの評価がほしい。

- 教育研究上で必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料は、一般教育・教養教育用については附属図書館を中心に系統的に整備され、理学部の専門教育については、理学部内の図書室（数学図書室、共通図書室、情報科学図書室）において専門ジャーナルを中心に系統的に整備されている。これら蔵書ならびに保存資料に対しては附属図書館の検索システムが整備されている。さらにオンラインジャーナルの契約を行い、多くの学術雑誌から論文ならびに資料がダウンロード可能となっている。以上のことから図書の検索システムなど整備が充実していることが窺える。

- 理学部建物内にある講義室、演習室は授業に支障のない限り学生の自主的学習に利用できる。学科によっては、自習室、セミナー室が設けられている。附属図書館の自主的学習環境も利用可能である。さらに、学内無線LAN等の学内IT基盤環境の整備により、学生の自主的学習を促進する体制も整備されている。しかし、実験スペースと独立した、学習や論文執筆に集中できるスペースは設けられていない場合が多く、卒研以上の高学年の学習環境は整備がまだ十分ではないとの自

Ⅱ.外部評価結果【3 基準ごとの部局別評価結果-②理学部】

己評価がなされている。

講義室、演習室の開放、附属図書館の自習室などにより学部低学年生については十分に整備されているが、卒研究生以上については改善が必要とする判断は妥当と言える。

- 入学時におけるガイダンスを一泊二日の学外合宿研修「新入生セミナー」で実施しており、各学科のカリキュラムの説明、授業の履修方法、学習方法の助言・相談などを行っている。その他学科ごとに適宜、ガイダンス等を実施している。

新入生への学外合宿研修を初めとして、各種のガイダンスが用意されており、適切に実施されているという判断は妥当と言えよう。

- 学年担当教員の配置、オフィスアワー、スーパーバイザー制の実施など学習支援への体制が整備されている。しかし、学科、および各教員により若干状況が異なるようで、必ずしも統一する必要はないものの、この点についてどのような配慮がなされているかが多少気がりである。

基準8 教育の内部質保証システム
○ 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。
○ 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。
○ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。
○ ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
○ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 全学的には、学務関係、授業関係、進級・卒業・学位授与状況、入学試験等のデータや資料は、教務チームと入試チームが収集・蓄積している。学部では、卒業論文あるいは卒業講究発表会資料は各学科事務又は担当教員が保存している。また、授業評価アンケート調査結果の集計と分析結果および学生のコメントは授業担当の各教員にフィードバックされている。さらに、毎年度、教員活動データベースに教員自身が授業で行った特色ある取組、及び研究指導の概要を入力することにより、自己点検・評価の一端としている。
以上のことから学習成果の評価につながる各種の資料の収集・蓄積は十分に組織的に行われていると判断される。しかし、これらのデータに基づく自己点検・評価が、教員個人に任されているだけでは不十分であろう。
- 授業アンケートが定期的に行われ、その結果が教員にフィードバックされており、また、教員相互の授業参観とそれに基づく意見交換なども行われているようであるので、聴取された意見が教育の質の改善・向上に向けて生かされていると判断できる。
- 学外者からの意見聴取が未だ体系的なものとはなっておらず、今後の取組が必要との判断がなされており、指標を決めてもっと組織的に継続的に実施するなど、今後の充実が望まれる。
- 授業参観、講演会のほか、文部科学省特別経費「国際規格によるFD戦略」事業による教員海外派遣・調査研修等、積極的な取組がなされている。一方、研修成果のフィードバックの必要性も指摘されており、自己評価は妥当と言える。
- TA採用者に対して、研修会の実施や報告書の提出も含めた丁寧な指導が行われており、適切な取組が行われているとの評価は妥当と言える。

基準10 教育情報等の公表
○ 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
○ 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【評価結果】

基準10 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 大学の目的は、アドミッション・ポリシー等の形で、大学のホームページ上にわかりやすく公開されているほか、履修ガイドなどにも記載されており、教職員、学生に周知されていると判断される。また、その精神は大学案内などにも記載されている。

- アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは大学のホームページ上にわかりやすく公開されているほか、アドミッション・ポリシーは入学者選抜要項にも記載されている。ただし、『履修ガイド』に履修基準などは明記されているが、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの記載はなされていない。

Ⅱ－3 基準ごとの部局別評価結果

③生活科学部

基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的

- 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【評価結果】

基準1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 生活科学部の目的が、学則等に「生活科学部は、自然・人文・社会科学的教養に基づき、人間と生活についての総合的な学識を身に付け、生活者の立場から、社会で活躍できる優秀な人材を養成することを目的とする。」と明確に定められ、学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的に適合している。

基準2 教育研究組織

- | |
|---|
| ○ 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。 |
| ○ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。 |

【評価結果】

基準2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 当該学部の学科構成としては、食物栄養学科、人間・環境科学科、人間生活学科（発達臨床心理学講座、生活社会科学講座、生活文化学講座）という、自然・人文・社会科学の総合的な学識にまたがる学科が設置され、管理栄養士や家庭科教員という専門職を、また、環境や人間発達、生活政策などを生活者の立場から社会に発言する市民性を持った人材を養成している。以上のことから学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断される。ただし、各学科（講座）の独立性が高く、それらを貫く文理融合の総合的応用科学の視点が弱いように思われる。
- 教育課程編成、学籍に関する事項、教員選考、その他の研究教育・運営に係る重要事項を審議するため、お茶の水女子大学教授会規則並びに教授会内規に基づいて、定期的に教授会が開催されている。また、教育課程や教育方法を検討する組織として学部カリキュラム委員会が設けられ、毎月1回の頻度で教育に関わる重要な事項を審議している。教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとは判断される。

基準3 教員及び教育支援者
○ 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。
○ 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。
○ 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【評価結果】

基準3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 組織運営規則の定めに従って、生活科学部代議員会、学務部会、教職課程専門部会、教育実習専門部会等々が組織され、教授、准教授、講師、助教が役割を担って運営している。教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断される。
- 当該学部には専任の教授 22 名、准教授 20 名、講師 1 名、助教 2 名（平成 23 年度）が配置され、法令に定められた基準数を十分満たしており、かつ、学科の主要な科目である必修科目の 8 割以上をこれらの専任教員が担当している。教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断される。
- 事務職員 56 名が、教務チーム、ファカルティ支援チーム、学生・キャリア支援チーム、図書・情報チームに別れて事務を分掌している。また、アカデミック・アシスタント（AA）が 7 名、ティーチング・アシスタント（TA）が 75 コマに配置され、実習科目を中心に支援が行われている。教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断される。

基準4 学生の受入
○ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
○ 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
○ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
○ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
○ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

基準4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 当該学部並びに各学科のアドミッションポリシーは明確に定められ、「入学選抜要項」や「学生募集要項」、ホームページに掲載され、公表、周知されている。
- 当該学部では前期日程入試、後期日程入試、推薦入試、AO入試、高大連携特別選抜、帰国子女・海外学校出身者特別入試、私費外国人留学生特別入試、第3学年編入学学生選抜で、学力検査、小論文試験、面接、口述試験などを行い、アドミッションポリシーに沿った学生を選抜している。入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されていると判断される。
- 入学者選抜に関しては、入学試験実施委員会の下に学部入試実施部会、入試方法専門部会、入試問題専門部会、AO入試専門部会などを設けて入試を実施しており、適切な実施体制により公正に実施されていると判断される。
- 入試に関する問題点や改善点を把握するためのアンケート調査を行い、面接チームの変更など、入学者選抜の改善に役立てている。入学者受入方針に沿った学生の受入の検証が行われ、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断される。
- 生活科学部の定員充足率は1.08倍であり、適正な実入学者数となっている。ただし、入試区分によっては定員を満たしておらず、定員配分の検討が求められる。

基準5 教育内容及び方法
(学士課程)
○ 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。
○ 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。また、選択履修制度は定着しているか。
○ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。特に学生の満足度や不満を把握しているか。
○ 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。
○ 単位の実質化への配慮がなされているか。
○ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。
○ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。
○ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。
○ 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。
○ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。
○ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

基準5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 当該学部のカリキュラムポリシーは明確に定められ、「学生便覧履修ガイド」等に掲載され、ホームページで公表されている。教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断される。
- 当該学部の教育課程は、カリキュラムポリシーを受けて学科毎に定められたカリキュラムポリシーに基づいて、学部共通でコア科目 30 単位を必修として学部の教育水準を保つとともに、さらにその上に各学科の教育目標に基づいて専門科目の履修単位を個々に定めている。教育課程が体系的に編成されており、その内容は適切なものになっていると判断される。
- 当該大学では、学期毎に行われる授業に関する学生アンケートにより学生の満足度を把握している。この結果によれば当該学部においては約9割の学生が満足している。特に人間・環境学科と人間生活学科ではプログラム選択履修制度を導入するなど、学生の多様なニーズにあった履修

選択が行えるようになっている。しかし、教育課程の授業科目の一部が学生の多様なニーズや社会からの要請等に配慮されていないところがある。

- 学部や学科・講座の教育目標で実践力を養うという教育目標にそって、学科の特徴に合わせて、実験実習や演習を充実させており、教育目的に照らした授業形態の組合せやバランスに配慮されているといえる。講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断される。
- 履修単位の上限の目安を定め、履修計画作成の指導を行い、自習室やオフィスアワーを充実させるなど、学生が主体的に勉学に取り組み、単位の実質化が図られる支援が充実している。単位の実質化への配慮がなされていると判断する。
- シラバスについては、学習到達目標、授業計画、評価方法等が明記され、ホームページ上で公開されており、また、学生へ活用することを目的とした指導を行っている。しかし、一部には授業計画のタイムスケジュールが設定されていないものがある。
- 自主学習への配慮がされている他、ピアサポート・プログラムによって学生間の相互学習支援制度が整えられている点は特に優れた取組として評価できる。基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断される。
- 学部、学科・講座ごとに学位授与方針は明確に定められ、ホームページで公開されている。
- 成績評価基準は生活科学部履修規定第8条に基づいて定められ、その基準に従って「S, A, B, C, D」の評点で評価されている。またGPA制度の導入の他、素点をベースとするfunctional-GPA制度を導入し、単位認定を適切に実施している。成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断される。
- 学則で成績評価の基準を定め、S評価の上限枠を設けるなど、客観性、厳格性を担保する措置が講じられている。また、学生からの異議申し立てに対して丁寧に対応する仕組みができている。成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断される。
- 学則ならびに生活科学部履修規程に卒業認定基準が定められており、それを「学生便覧 履修ガイド」「生活科学部履修の手引き」に記載し、オリエンテーションで学生に周知している。卒業認定基準が組織として策定され、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断される。

基準6 学習成果
○ 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
○ 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。
○ 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

基準6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 各学年や卒業時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等については、卒業（学位）論文等の内容・水準（卒業論文は卒業判定会、卒論発表会などで指導され、一定の水準を保っている）から判断して、学習成果が上がっている。また、留年、休学、退学率が低水準であり、卒業要件以上に単位を取得する学生も多く、免許に関しても例えば管理栄養士合格率が9割に迫るなど、学習効果が上がっていると判断できる。
- 学生による授業評価アンケートが実施され、それが担当教員にフィードバックされて活用されるようになっており、学生の満足度も高いので一定の改善がなされていると思われるが、担当教員から直接学生に改善方針を伝える制度はなく、改善は教員の自主性に任されていると思われる。教員がアンケート結果に対応してどのように授業改善につなげているかを検証する仕組みが必要ではないか。
- 教育に対する学生の評価は、「専門分野の理論を深く教育する」、「専門の基礎をなす基本的知識や考え方を教育する」、「専門にこだわらない幅広い教育を行う」等の値が高い。以上のようなことから判断して学習成果が上がっていると判断される。
- 病院、福祉、学校等の管理栄養士としての就職が少ないものの、平成23年度の就職希望者の就職率は94%と非常に高く、現在の就職困難な時代にあって非常に優れており、進路の実績から判断して学習効果が上がっていると思われる。

基準7 施設・設備及び学生支援
○ 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか
○ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
○ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。
○ 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
○ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。
○ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。
○ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【評価結果】

基準7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- ICT環境については各学科に一定数のPCが整備され、学生が持ち込んだノートPCが使用できる情報コンセントも設置されている。教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断される。しかし学生調査での満足度は5割と低率であり、無線LANの設置など、いっそうの充実が望まれる。
- 附属図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されている。このほか学科共通と講座毎の資料室が設置されており、専門書が配置され、全体として充実した資料が整備されているが、学科・講座毎の図書室・資料室は他学科・他講座の学生が利用しにくい可能性もあり、全ての学生に利用しやすい図書資料環境の充実が望まれる。
- 自主的学習環境としては、大学図書館自習室の他、学科・講座にも自習室が整備され、利用案内もホームページに掲載する等がなされ、8割近い学生が自習室を利用している。自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。
- 学生の授業科目、専門、専攻の選択については「生活科学部履修の手引き」などで丁寧な説明をしている他、入学直後の1泊2日の新入セミナーで上級生や教員による履修計画作成指導を行うなど、特にきめ細かなガイダンスが実施されていることは高く評価できる。授業科目、専門、

専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

- オフィスアワーが設定され「生活科学部履修の手引き」やホームページで学生に周知されている他、担任やカリキュラム委員、学科・講座主任による対応や助手室での相談体制が確立されている。学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われている。必要に応じて学習支援が行われていると判断される。
- 学生の自治会組織やクラブ・サークル活動が自主的に盛んに行われている。学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断される。
- 学部独自ではないが全学の取り組みとして、「統合型学生支援システム」を立ち上げて、独自のきめ細かな学生生活の支援を行い、また、セクシュアルハラスメントに関するきめ細かな規定を制定し相談体制を確立するとともに、年次報告書を作成し活動状況の確認をするなど、優れた学生の生活支援を行っている。生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断される。

基準8 教育の内部質保証システム
○ 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。
○ 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。
○ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。
○ ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
○ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 教育の取組状況を自己評価する手がかりとして教員活動状況データベースを作成し、教育の改善向上を図るための体制が整備されている。教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能している。
- 毎年、ウェブサイトを活用した学生による教育・生活評価調査が行われ、その結果が公表されている。大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて適切な形で活かされていると判断される。
- 学外関係者の意見聴取は、卒業生による消費生活アドバイザーに関する支援以外の体制が必ずしも整備されておらず、学外の関係者の意見が活かされる仕組みは十分ではない。
- 教員同士の参観による授業の相互評価が行われており、組織として教育の向上や授業改善が行われている。ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結びついていると判断されるものの、今後は、教員の参加度をいっそう高めていくことが必要である。
- アカデミック・フェロー（AF）、アカデミック・アシスタント（AA）、助手、ティーチング・アシスタント（TA）など、多様な授業支援者が配置され、特に学生の支援者には説明が行われるなど、質の向上を図る取組も行われている。教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等の取組が適切に行われていると判断される。

基準10 教育情報等の公表

- 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【評価結果】

基準10を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 冊子やホームページで、学部、学科の目的が公表され、新入生セミナーでも学生に周知されている。学部の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されている。
- 学部、学科・講座ごとに入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が定められ、募集要項やホームページなどで公開されている。

Ⅱ－3 基準ごとの部局別評価結果

④大学院人間文化創成科学研究科

基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的

- 大学院においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【評価結果】

基準1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 大学院人間文化創成科学研究科の目的として「高度の専門学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする」とあり、この目的に沿って博士前期課程及び博士後期課程が設置されている。博士前期課程は5つの専攻を持ち、それぞれに目的を掲げている。博士後期課程も5専攻を持ち、それぞれに目的を掲げている。これらの目的は学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断できる。

基準2 教育研究組織
○ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
○ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【評価結果】

基準2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 当該大学は大学院人間文化創成科学研究科を設置している。博士前期課程、博士後期課程とも区分制をとっており各分野（各領域）の教育・研究目的とカリキュラムは明確に構造化されている。また、大学院は、教員組織の研究院と教育組織の教育院で構成されている。研究院と教育院との分離により、教員のフレキシブルな運用と授業展開を可能にしている。

教育院は、博士前期課程及び博士後期課程より成り立ち、それぞれが5専攻より構成されている。前期専攻はコース制、後期専攻は領域制をとり、大学院学則に記された研究科及び各専攻の目的を達成するための体制をとっている。教育院及び学部での教育担当に関しては、複数指導体制や副専攻プログラムなど、弾力的に対応することによって、柔軟な教育プログラムの編成が可能となっている。

さらに、研究センターを大学院の実践研修の場に活用するなど、教育研究の目的を達成する仕組みが整備されていると判断される。今後は、カリキュラム等で、それぞれの以前の母体がまだ縦割で残っているところもあり、それらをもっと有機的につないでいく必要がある。新しくできた先端融合部門への期待は高いが、今後どのような方向に持っていくのかも、研究科として考えておく必要がある。

- 研究科教授会、前期専攻会議、後期専攻会議、系会議、代議員会等が置かれ組織的に明確な区分と分業体制が整っている。各会議では議題の調整及び議題の内容説明を行い、各会議の内容の深化に努めていることは評価できる。全構成員の出席の下、新任教員、系長、専攻長、各種委員等の紹介を兼ねて、研究科教授会を開催していることは評価出来る。諸会議の開催が定例会議日に連続して行われる事は時間的な観点から評価できる。

研究科教授会、研究・教育委員会等が整備され、定期的に行われ、教育活動に関わる重要事項の審議、協議が行われており、教育課程や教育方法を検討する組織が適切に構成され、必要な活動が行われていると概ね判断できる。

ただし、各組織間の会議日程の調整、会議時間の確保などに危惧を抱かせる面があり、相応の配慮が必要であろう。教授会、代議員会、系会議、前期・後期専攻会議という階層的組織を設けているため、会議体として多重な構成となっており、時間的に過密になっている点は、機能を損なうことなく何らかの合理化をはかることが望まれる。

基準3 教員及び教育支援者
○ 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。
○ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。
○ 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。
○ 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【評価結果】

基準3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 全ての教員が大学院の研究院に所属している。研究院長をトップとする研究組織では研究科長一系長、教育院長をトップとする教育組織では研究科長一専攻長一コース・領域長という組織的な連携体制が確保されている。両者の役割が明確にされながら連携して学生の研究教育を担っており、教育研究の責任の所在が明確になっている。研究と教育の密接な連携が、研究系・教育系双方からなる運営会議によって担保されている。教員の負担については、今後の大学改組・大学院改組の際の重要な要因と考えていることを評価できる。
教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断される。
- 大学院全体として設置基準上の必要教員数・教授数を確保しているのみならず、大学院学生に研究指導を行うに必要な教員数は確保されていると判断される。今後は、一部領域で過渡的な人員不足があるとの記載があり、実質的な指導の充実という観点から部分的にはさらなる充実が期待される面もあるように見受けられる。人員不足へのさらなる対応、工夫が望まれる。また、今後人件費削減が進めば、現在の高質な研究教育の維持が困難になることが予測される点は、重要な問題であり、早急に方策を立てることが望まれる。
- 教員の採用基準や昇格基準等が「教育研究上の指導能力基準に関する申し合わせ」などに明確に定められ、これらに基づいて代議員会などで審議されるなど適切な運用がなされている。採用・昇進・指導能力等に関わる審査・評価の基準など教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断される。
- 教務チーム、ファカルティ支援チームなど計 57 名の事務職員が配置され、教育活動を展開するために必要な職員が適切に配置されている。また、必要とされる授業 54 枠にティーチング・アシスタント（以下TA）が配置され活用が図られているが、ファカルティ支援チームが大学院専攻会

議に陪席できないことが、支援への不十分さにつながっているのではないかと危惧される。ただし、教育支援者・教育補助者の配置数は日本の大学としては充実していると判断されるが、教育補助者の更なる充実が望ましい。

なお、TA制度は教員補助と共に大学院生のキャリア訓練の一端としての授業経験、スカラシップとしてのTA報酬など多様な側面を持っており、総合的見直しを行うことが必要である。

基準4 学生の受入
○ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
○ 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
○ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
○ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
○ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

基準4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- アドミッション・ポリシーは大学院の各専攻とコースごとに明確に定められており、募集要項やホームページにも掲載されている。人間発達科学専攻、理学専攻とも、専攻・コースの概要とアドミッション・ポリシーの関連が明確に記載されている。
入学者受入方針は目的適合的かつ明確に定められ、適切に公表されていると判断される。ただし、やや情緒的表現であり、どういう能力が求められるのかを具体的に提示するほうがよい。
- コース・領域ごとにアドミッション・ポリシーに沿って学生受入を行っている。学力検査、口述試験、研究計画や卒業論文・修士論文の審査などで合否を決定している。博士前期課程・後期課程とも一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜、進学者選考（博士前期課程から引き続き後期課程へ進学する者についての選考）など多様な選抜をおこなっており、適切な学生の受入方法が採用されている。
- 入試実施委員会の下に前期・後期実施部会を置き、入試チーム（事務組織）との連携管理の下に入試が行われている。合否判定は厳密な採点と検査を経て専攻会議及び代議員会で決定されている。また、入試成績開示のシステムも用意されている。さらに、大学院入試実施体制ワーキンググループなどで入試ミスを防止する対策を講じている。入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。
- 入学推進室が設置され、入試の企画・広報を担当している。各種入試の問題点や改善点を抽出し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが行われたか否を検証している。前期課程において推薦入学を実施している。また、入学志願者動向調査ワーキンググループを設置し入学者の動向調査を行っている。

入学者受入方針に沿った学生の受入が行われたかを検証しており、受入方針に基づいた学生を受け入れるための取組が行われ、入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

- 大学院入試では、人間文化創成科学研究科への改組後の平成19年度から平成21年度までの3年間の実入学者は、博士前期課程では定員に対して1.27、博士後期課程入試では1.23であり、やや高めである。また、平成22年度から平成23年度までの2年間の実入学者は、博士前期課程では定員に対して1.28、博士後期課程入試では1.29であり、やはり、やや高めである。専攻ごとの充足率を見ると、博士後期課程では、入学者超過がかなり大きい専攻がある一方、22年度には定員割れの専攻も見られるなど、ばらつきが見られ、改善策が必要である。

実入学者数の改善に関する取組としては、入試推進室等で入学者動向を分析するとともに、役員会等で入学者数の管理に関する検討を行っている。大学院では、入学志願者動向調査ワーキング・グループにおいて、平成21年度には入学者数管理のための検討を行い、さらに、平成22年度には大学院入試定員問題ワーキング・グループにおいて、志願状況に応じた定員の将来構想を検討している。

入学定員と実入学者数との関係の適正化が概ね図られていると判断する。

今後は、大学院の内部志願者、さらに内部入学者の割合を高めることが望まれる。

基準5 教育内容及び方法
(大学院課程)
○ 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。
○ 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。
○ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。
○ 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。
○ 単位の実質化への配慮がなされているか。
○ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。
○ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果）を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。
○ 学位授与方針が明確に定められているか。
○ 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。
○ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。
○ 学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

基準5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 大学院教育課程の編成・実施方針はカリキュラム・ポリシーとして整備されており、ホームページ等でも確認できる。博士前期課程・後期課程とも明確な編成・実施方針が述べられており、文理融合・学際性、国際性、社会的ニーズを視野に入れた教育と研究を行うことが明示されている。
- カリキュラム・ポリシーに沿い博士課程前期・後期の5年間を見通した高い水準の内容、学際性の実現に配慮した体系的教育課程が編成されており、適切である。各専攻・コースの教育課程編成・実施方針に基づいて、専攻必修科目、コース必修科目が定められ、教育課程が体系的に編成され、その水準が授与される学位名に対して適切なものとなっていると判断できる。ただし体系的であるが関連がやや不明確なところも見受けられる。
- 他専攻の授業科目履修が可能であり、他大学・大学院との単位互換も可能である。教員は専門領域と担当する授業科目の関係において担当資格を付与されている。授業科目は担当教員の研究成果

を反映する内容になっている。グローバルCOEプログラムの共同研究への参加、インターンシップ制度の推進など、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した多彩な選択肢が用意されており、かつ、女性リーダー・女性科学者養成への対応など、独自の取組プログラムは注目される。

- 博士前期課程・後期課程とも修士論文・博士論文作成を重視しており、演習・実習の比率が講義に対して60%～80%を占めている。

どの専攻でも講義と演習・実習が適宜配置されており、特に博物館などの実習に重点を置く比較社会文化学専攻や行動観察などに特徴を持つ人間発達科学専攻などでは演習・実習が多いなど、教育の目的に照らして講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切で、それぞれの教育内容に応じた学習指導法が採用されている。

領域により多様な指導方法が見られるが、カリキュラム・ポリシーに準拠しているかの検証及び学生からの意見聴取に努め、改善していることは評価できる。

講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断される。

- 博士前期課程では標準2年間で30単位以上、後期課程では3年間で10単位以上が修了要件になっている。修士論文に相当する「特別研究」には8～12単位を与えている。また、学部と同じ学年歴で管理され、かつ主体的な学習が確保されるような時間割構成で、単位の実質化への配慮がなされている。

単位基準が明記され、必要単位数とその内容から考えて、単位の実質化は確保されていると判断され、さらに、課程修了要件単位数が少ないことを踏まえた自主的学習の促進などは適切であると判断される。

- ウェブから入力・閲覧でき、講義名、担当者名、講義目的、授業内容、成績評価基準、教科書、参考文献がおおむね記述されているシラバスが作成され、活用されている。しかしながらシラバスは教員にとって授業の工程表であると同時に学生にとっては学習計画表である。学生にとって「予習の出来るシラバス」でなければならない。参考文献を授業時に指示するのでは学生は予習することが出来ず、授業の準備が出来ない。授業において受け身の受講態度にならざるを得ない。毎回の授業内容についても授業のテーマ、学生の授業準備内容、予習箇所等を明示する必要がある。また、成績評価方法など一部の項目が欠落しているものがある程度みられる。

- 博士前期課程の指導教員が1名、後期課程では主指導教員1名、副指導員1～2名である。後期課程では1年間の研究活動を報告する研究報告を課し、研究の進展状況を把握する研究活動報告会を開催し、主・副指導教員が把握している。各専攻で修士論文と博士論文の提出要件と審査基準が定められている。博士論文の提出要件として学会誌などへの発表論文の数が明記されている。

研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断されるものの、博士前期・後期課程のコースワークの受講、受講修了時の博士候補資格試験合格、その後の博士論文の意義・テーマ・方法論などを審査委員会が了承する過程などを明確に定め示すこと、総じて大学院教育の実質化がカリキュラム・シラバス上に担保されている必要があろう。

- 大学全体のディプロマポリシーは、「1. 博士前期課程にあつては、所定の年限在学して、人間文化創成科学研究科が教育の理念と目的に沿って設定した授業科目を履修し、基準となる単位数を修得することが、学位授与の要件である。さらに、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することが必須である。2. 博士前期課程にあつては、幅広い視野に立った学識を備え、専門分野における研究能力または高度な専門性を必要とする職業を担うために必要な能力を身につけていることが、課程修了の基準となる。3. 博士後期課程にあつては、所定の年限在学して基準となる単位数を修得し、人間文化創成科学研究科の教育理念と目的に沿った研究指導を受け、標準修業年限内に博士論文の審査及び最終試験に合格することが、課程修了の要件である。4. 博士後期課程にあつては、高度な専門研究や学際的総合研究のために必要な能力を身につけ、研究者として自立して研究活動を行い、あるいは高度な専門的業務に従事するために必要な能力と学識を身につけていることが、課程修了の基準となる。」と定められ、博士前期課程ディプロマポリシー、博士後期課程ディプロマポリシーも定められている。学位授与方針が明確に定められていると判断される。

- 大学院学則第 24 条の 2 で成績評価基準が策定され、大学院履修ガイドやに明記され、またホームページに公開されており、客観性・透明性が確保されている。成績評価は筆記、口述試験、研究報告など多様な角度から行なっている。判定は担当教員個人に任されているが評価基準・方法などはシラバスに記載されている。しかし、科目ごとの評価方法はシラバスをみると一部明示されていない。

成績に関する学生の質問が可能であり、平成 23 年度には 10 件の申し立てがあった。

今後は、全学を通じて一般的な成績評価の基準を設け、グレードインフレーションを起こさないような体制を作る必要がある。また海外提携校などとの間で単位互換を行う場合にシラバスの交換、コースナンバリング制度等が必要要件になってくると予想される。

成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断される。

- 大学院学則第 24 条に基づき、筆記もしくは口述試験または研究報告（レポート）により各履修授業科目の単位の認定を行っている。評価基準・方法等が、科目ごとにシラバスにより明記されている。客観性において、ややばらつきがみられるものの成績評価の正確性を担保するための措置として、学生からの成績評価に関する質問や申し立てを教務チームを通じて担当教員に通達する制度を策定し、履修ガイド等を通じて周知している。成績評価に対する申し立ての制度が組織として用意されており機能していると判断される。

- 学位授与方針に従った学位論文に係る評価基準が領域ごとに策定され、学生に周知され、また、修了認定は審査委員会、公開の最終試験を経て専攻会議、教授会（代議員会）で確定されており、問題は無いと判断される。ただ、学生意識調査において、成績評価があまり妥当ではない、学位論文の要件があまり妥当ではないとする回答が博士課程の領域により 20%前後あり、一部学生の意識とのずれについて、何らかの指導上の工夫が必要かもしれない。

基準6 学習成果
○ 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
○ 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。
○ 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

基準6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 博士前期課程での標準修業年内での修了率は80%を超え、指導体制の充実がうかがわれる。博士後期課程の標準修業年限内修了率は低率であり、改善が望まれる。また、掲載学会誌の基準に関して、当該分野の教員間の合意ができており、大学院生の学会発表件数や学会誌への論文発表数は高い水準にあり評価できる。また教職免許状やカウンセラーを取得する学生も多く、学習成果が上がっていると判断できる。

各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっていると概ね判断される。

- 授業評価アンケートと共に全学的な取組として学生意識調査を行っている。調査結果によると大学院生は教育全体に対する満足度が高いことが判明している。しかし修士論文の自己判定では8割近くが平均以下と判断している。これについてさらなる分析が望まれるものの、これらの調査を行っていることは評価できる。学生意識調査の結果に関しては、概要は本学教育開発センターのホームページで公開され、調査全体の結果は冊子体で公表されている。

学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていると判断される。

ただし、授業評価アンケートについては、その活用が不十分であり、改善が望まれる。

- 博士前期課程の就職率は88%であり、就職先も多様である。多様な分野やコースでの勉学の結果がこのような結果を生んでいると思われる。博士後期課程の就職率は26%であり低率であるが、他大学と比べて低くはなく、一定の学習効果があがっていると判断できる。修了生の受賞一覧を見ると多様な分野でも研究が高水準で行われていることはわかる。評価に値する。

就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっていると判断される。

基準7 施設・設備及び学生支援
○ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。
○ 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
○ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【評価結果】

基準7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 自主的学習環境としては、図書館の他、人間文化棟（略称）、生活科学部本館に学習研究スペースが設置され、一定程度自主的学習環境が整備されている。
 大学院生共通の学修・研究スペースの充実に向けて整備されつつあるが、図書館の開館時間などに対する学生の不満が見られ、また机数・学習空間（cubical）がまだ十分ではない、あるいはコース・領域間で格差があるので解消に向けて対応する必要がある。しかし、改善に関しては、総務機構や大学図書館を中心として、大学全体で取り組んでおり、評価できる。
- 入学時のオリエンテーション、専攻・コース別のガイダンスが行われ、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断できる。
 学修相談については「大学院生相談窓口」を設け、ホームページや学内掲示等によって周知している。
 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断される。
- 学部と共に院生も対象とした学生意識調査を実施し、学生のニーズを適切に把握している。また、大学院生の相談窓口を設置し、学習相談、助言、支援を適切に行うことのできる状況にあり、院生も20名以上の相談があり、必要に応じて学習支援が行われていると判断できる。ただし、件数の多寡や相談内容の分析が必要であろう。さらに院生がガイダンスの有効性をどうとらえているかを、アンケートなどで確認することが望まれる。いろいろな形での学生への学習支援体制が整えられているにもかかわらず、意識調査で博士課程の学生の約1/4が学習支援が足りないと答えていることから、何らかの検討が必要なのではないか。また、今後は教員の確保が必要である。

基準8 教育の内部質保証システム
○ 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。
○ 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。
○ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。
○ ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
○ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 自己点検・評価をするために大学院自己点検評価委員会があり、教務チームと入試チームが各種のデータを収集蓄積している。総合評価室により教員活動状況データベースが立ちあがり、教育活動に関するデータを収集している。さらに、研究・教育委員会やFD委員会を設置し検討している。
教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。
- 大学院学生による授業評価は、履修者が5名以上の科目に関してはアンケートを実施し、4名以下の科目では自由記述のみを行っている。
大学院の授業形態においては講義以外の教育の比率が高い。その意味で、平成22年度に行われた学生意識調査の結果は意見聴取としての価値が大きいと考えられる。一方、教員からの意見聴取は、分析結果には書かれていないが、自己評価書に掲載の資料よりFDや研究・教育委員会によって行われていると判断される。
しかしながら、授業評価結果に関して、授業評価結果の学生へのフィードバックは行われていない。全学的な今後の検討課題と思われる。また、授業評価アンケートの教員へのフィードバックだけでは教育の質の改善との結びつきが見えない。第2期中期目標では、本学が「国際水準を凌駕する教育の質保証」を掲げていることにも留意してほしい。
- 博士後期課程「出口戦略」WGを設置し、後期課程学生のキャリアパスの多様化を支援している。出口戦略は注目される取組である。学外関係者と定期的に意見交換を行っているが、長期的な分析が必要との記載がなされており、かなり慎重な評価になっている。単なる意見交換に終わらないための方策について検討を行っているならばその記載も望まれる。大学院学生の就職状況が難しさを増している今日、予算措置も含めた支援体制が必要である。卒業先輩達のアドバイスや経験談を通

じて実際の就職活動への準備をさせていることは評価できる。

定期的に、修了生、企業採用担当者等を招き教員、大学院生との意見交換を行っており、学外関係者の意見を継続的に聴取しているが、それが教育の質の改善・向上に適切な形で活かされているかは不明である。

- 大学院授業評価アンケート、FD講演会を実施しており、ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施されていると判断できるが、教育の質の向上や授業改善へ結びついているかの判断は長期的な分析が必要との慎重な評価になっている。どの様な観点から判断が慎重にならざるを得ないかの記載が望まれる。実際のところ、FD活動の主要なものは講演会等に留まっている場合が多く、各教員の実際の参加を得て、授業改善クリニック等を行う必要があるのではないであろうか。学生による授業評価をもっと有効に使うことを考える必要がある。

- 全学TA説明会を実施し、TA業務の実施終了後にTAと担当教員から実績報告書を提出することになっているのは評価できる。TAはこの実績報告書を就職活動などを行う際に履歴書の一部として利用できるであろう。ただし、学生の意識調査ではTAの意義について否定的な回答が15～20%程度あり、何らかの意識改善への工夫が必要かもしれない。事前説明会および終了時の報告書の提出等、資質向上への取組は評価されるものの、今後は、TA制度に関しては、TA自身による評価等のより精査が望まれる。

基準10 教育情報等の公表

- 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【評価結果】

基準10 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 『大学院履修ガイド』やホームページにおいて大学院の目的は明記されている。研究科および各専攻の目的はホームページ他に明示されており、英文リーフレットによって国外広報も行われている。オープンキャンパス等により外部の受験生などに大学の目的と教育理念を説明している。
大学院の目的は学則に明記され、ホームページに公開されるなど、大学院の目的が適切に公表され、構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断する。
- 大学院のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマポリシーは大学院説明会、大学院入試要項、ホームページ等で公表している。
入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断される。

基準 1 1 研究活動の状況
○ 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。
○ 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。
○ 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。
○ 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。
○ 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。
○ 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

- 平成 22、23 年度に発表された総論文数は 464 編であり、教員一人当たり 1.24 編／年である。インパクトファクターの高い雑誌や学会誌等へ多数の論文が掲載されている。また、引用回数が高い論文も多い。科学研究費の新規採択率も 22 年度に 32.1%、23 年度に 39.8%と、新規採択率が全国的にも上位である。奨学寄付金も 2 年間で 76 件に及んでいる。これらのことから研究活動の質は十分に確保されていると言える。海外の査読つき英文学術誌等への投稿の増加を期待する。
研究の質については、ややばらつきがみられるが、研究機構、評価等と共同で、研究の評価システムを検討をしたいと前向きな回答がみられたことを評価する。
研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されていると判断できる。
- 共同研究費、受託研究費とも高い受け入れ数を示している。研究費総額は 3 億円を超えている。各専攻、コースとも政府機関（文科省の委託事業など）、自治体、産業界との連携を活発に行っている。また各種受賞も 22 年に 10 件、23 年に 14 件受賞しており活発な活動の証左である。
受託研究費受入れ状況、政府諸機関・自治体・産業界との連携や受賞状況等から判断して、文化・社会の発展に資する研究が行われていると判断される。
- 学会での研究発表件数は 22 年度に 493 件、23 年度に 523 件と増加しており、大学院の研究への積極性がうかがわれる。COE やプロジェクト研究、国内外での学会・シンポジウム・講演会の企画・開催も活発に行っていることは評価できる。海外研究者の受け入れや教員の海外派遣等、教員の国際的交流に関してはもう少しその数を増やすことが出来るであろう。
研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われていると判断される。

- 研究に関する指針が大学憲章に定められ、研究者行動規範、研究者倫理指針を定めている。
また、学内科研制度を設置し、若手研究者の自律的研究環境整備推進プログラムで研究者の育成、研究支援を行っている。
研究活動の施策が適切に定められ、実施されていると判断できる。

- 研究推進・社会連携室、附属図書館、R I（ラジオアイソトープ）センターなどが設置され、研究支援・推進体制が機能していると判断される。共通機器センターにおける人的支援体制の不足が指摘されているが、これは本学固有の問題と言うよりは、多数の大学組織での共通の課題といえる。
研究推進・社会連携室を設置して支援を行い、附属図書館や研究センターの研究資料・設備が充実しているなど、研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備されていると概ね判断されるが、それを活用する人的支援体制に課題がある。

- 自己点検・評価、認証評価を定期的に行っている。グローバルCOEにおいては定期的に国内外の学外研究者による外部評価を実施している。教員の研究活動についてはアニュアルレポートの公表によって研究内容を公開している。
「研究活動状況の検証・改善」の取組は必ずしも組織的・体系的とは言えないものの「研究活動データベース」の構築を実施している研究機構を中心として、大学全体で取り組んでいくことが示されてきている。
研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われていると概ね判断される。

Ⅱ－4 外部評価委員の総評

(敬称略、職名は委嘱時)

お茶の水女子大学自己点検・評価に関する意見書

公益財団法人 大学基準協会 専務理事 鈴木典比古

総 評

私はお茶の水女子大学の外部評価を行うことを要請され、この歴史と伝統ある大学を評価することの重要性と責任を強く感じつつその任を引き受けた。評価作業を終えて、私の受けた印象と達した結論は、お茶の水女子大学は日本の高等教育の中で女子大学のモデルとして、そのあるべき姿と果たすべき役割と進むべき将来を自己の中に問い、世界に対して提示するという立場を明確に自覚している、というものであった。この大学で学ぶのは女性達だが、その女性達が人類の半分を占め、その人類が自らの営為として 21 世紀のグローバル社会を招来している。グローバル社会においては電子機器の使用を見ればわかるように、例えばキーボードをクリックすれば瞬時にして一個人が世界の 70 億人に対して自己顕現が出来るという意味で、「個人対全世界」の構図が現出し、その構図が全ての人間に保証される。この構図の中では、個人は世界の何処にいようと、自分の在るところが地球の中心である。かくして、21 世紀グローバル社会における大学教育の根本的意義と目的は「地球の中心に在る学生の「個」の確立のための教育」であること以外にない。そして、「個」の確立のための教育こそリベラル・アーツ教育なのである。人類の将来と、その半数を占める女性が 21 世紀に向かうグローバル社会において享受する機会と果たすべき役割は、そのリベラルアーツ教育の成果にかかっている。お茶の水女子大学のリベラルアーツ教育はこのことを確かに自覚している。

【優れている点】

- ・ 大学の理念・目的とカリキュラム・プログラム構造の間に体系性と順次性が確保されていること。
- ・ 女子大学としての自覚・特質・強み・努力が柔軟に統合されていること。
- ・ 全学組織としての教育研究評議会と教授会が連動的に機能していること。各部会の役割分担と統合が図られていること。
- ・ 大学行政が教員の教育・研究活動への支援を良く行なっていること。
- ・ 学生の学修・生活に対して周到な支援体制をとっていること。
- ・ 授業評価や学修環境評価などによる自己点検・評価がよく行なわれていること。

【改善を要する点】

- ・ 小規模大学であるが、19 のセンターを擁し、それぞれに活動している。マンパワー活用の観点から統合・再配置が検討されても良い。
- ・ 学生による教員評価を教員自身が授業改善のために活用すべき制度を作ることが有用ではないか。
- ・ 24 か所の学部・学科図書配置所があるが、これを効率的に統合することが必要ではないか。
- ・ 成績不振、休学、中途退学など、問題を抱える学生へのアドバイザー制度、履修カウンセリング、生活相談クリニック、健康相談クリニック、人権相談員制度、危機管理センターなどを全学統合的かつ相互協力的に運用することが必要である。

【特色ある点】

上記の諸箇所でも述べられている。

お茶の水女子大学自己点検・評価に関する意見書

日本学術振興会・理事

東京大学名誉教授

浅島 誠

総 評

- お茶の水女子大学は学部および大学院においてもその設立の理念や目的、使命など学則や公的 HP など、明確に示していることは大変良い。その中で世界的な女性リーダーとなるべく、教育や研究面において、教職員が一致して努力し、検討し、実行していることは、お茶の水女子大学だからできる面が大きい。規模は他大学に比べて小さいが、それだけに少人数教育や研究から生まれる利点、とりわけ大学や大学院生には満足度は極めて高いという評価になっている。
- お茶の水女子大学は女子のみ、単科大学としてみたとき、世界のベスト3に入っていることは、特筆に値する。これは長年の教職員や学生、大学院生が自分の大学を誇りに思っていることも面接や資料からも読み取ることができる。そのために大学執行部は常に外部有識者との会合や評価を行って、それを改善していく仕組みを持っているので、これを継続的にしていくことが望まれる。
- ただし、上記のように不断にカリキュラムの改善や組織の見直し、大学や大学院生の意見を聞きながら行っていることは高く評価できるが、それによる教職員の負担はかなり大きいものになっていることがわかる。教員にサバティカルシステムの導入等があるものの、かなり負担が大きいと思われる。その一部を TA など教育支援者によって行われているが大学全体として、今後、どのように研究と教育に専念していけるかのシステム作りも必要である。政府の人件費削減に伴っての教育の負担の過重はやがて、大学の教育と研究の質の劣化をまねきかねないので、独自の解決策が必要であるように思われる。
- 大学の附属研究センター等は、それぞれにミッションと目的を持って行っており成果はあげているが、それぞれできちんと評価し統廃合も含め、何をお茶の水女子大学として支援し、継続して、特色を出していくのかも今後、検討して行くときにきていると思われる。
- 総論としては、お茶の水女子大学は規模は比較的小さいが、教職員、大学、大学院生の質は高く、継続的に進化して、より国際的になり、特色を出していける大学のシステムとなっていることは高く評価できる。

お茶の水女子大学部局別評価（人間文化創成科学研究科）の自己点検・評価に関する意見書

日本学術振興会・理事

東京大学名誉教授

浅島 誠

総 評

- 人間文化創成科学研究科は研究院と教育院に大きく大別され、研究院は更に基幹部門と先端融合部門に分けられている。教育院は5専攻から成り立っている。その組織と目的については明確に示されて良い。特に女性リーダーの育成、女性のライフサイクルは他大学にはみられない特徴であり、他に学際性やグローバル化と多様性があるのが良い。
- ただし、大学院ともなれば、研究と教育は不可分であり、人的交流も含めて、更に各学問を深化させると同時に横転回して、学際的になることによって、よりこの研究科の素晴らしさを引き出させるのではないかとと思われる。特徴のなかでもし、あえて追加するとすればもっと国際性をアピールしていくことにあると思われる。
- 現地見学と資料をみて、大学としてかなり機能的になっておりアクティブに動いていると感じとれる。図書館を中心として蔵書のみならず、IT を駆使したり、セミナー等学生や大学院生が自主的に学べる環境作りに尽力していることもよくわかり、執行部と教職員が一体となって、環境改善に取り組んでいることは評価できる。その一方で、カリキュラム等で、それぞれの以前の母体がまだ縦割で残っているところもあり、それらをもっと有機的につないでいく必要がある。また新しくできた先端融合部門への期待は高いが、今後どのような方向に持っていくのかも研究科として、考えておく必要がある。
- 大学院生や修了生がお茶の水女子大学への誇りとシステムの良さ、少人数性の良さ等を高く評価していたので、これを更に良いところは伸ばし、もっと国際性を高めて魅力のある大学にしていく素地は充分にあるので、評価したい。
- 大学院人間文化創成科学研究科は歴史的にそれぞれは異なってもそれをいかに融合させ、他からみて、もっと門戸を開き、留学生にとっても魅力あるものを HP などで(日、米、韓、中などの)言語で、公表することを期待したい。

お茶の水女子大学部局別評価（生活科学部）の自己点検・評価に関する意見書

東京学芸大学 教授 大竹 美登利

1. 総評

お茶の水女子大学は、女性の教師の養成を目的として、1875年(明治8年)、「御茶ノ水」(文京区湯島)に東京女子師範学校が開校され、その後、東京師範学校女子部、高等師範学校女子部、女子高等師範学校、東京女子高等師範学校を経て、戦後1949年(昭和24年)に新制大学お茶の水女子大学となり、現在に至っている。こうした歴史的経緯から、女学校での最先端の女子教育を行うために西洋の近代的な科学を基礎とした家事・家政の研究を蓄積してきた。新制大学制度のもとでは、2つの国立女子大学の一つとして新たな学問領域である家政学部を設立し、長い間その学問をリーダーしてきた。現在は生活科学部に名称変更しているが、多面的な生活を対象として、環境や人間発達、生活政策などを生活者の立場から社会に発言する市民性を持った人材養成を目的としており、自然・人文・社会科学の総合的な学識にまたがる文理融合の学問の府として期待される。特に多様化複雑化する現代社会の中で、生活も多様化複雑化しており、生活問題の解決には、自然・人文・社会科学の総合的な視点が重要視される。こうしたルーツを持ち、また優れた女性の先駆者を排出している大学だからこそ期待が大きい評者は、生活全体を貫く文理融合の総合的応用科学の視点をもっと強く打ち出してほしいと考えており、その点から現在のお茶の水女子大学の各学科(講座)はその専門性が高く、その視点が弱いように感じる。

また、お茶の水女子大学は高等師範学校から発展した大学として、これまで中等学校の家政学の教師(家庭科教師)を数多く輩出してきており、特に高等学校の家庭科教師の中核をなし、日本の家庭科教育をリードしてきた。しかし、現在では家庭科教員として就職する学生も少なくなり、またそのキャリア形成のためのフォローも必ずしも整備されていない。改めて、家庭科教育の担い手の育成に期待するものである。

お茶の水女子大学は複数の学部を持ち、また幼稚園から博士課程までを有する総合大学であり、それらが都心のキャンパスにまとまっており、利便性の高い学習環境に優れた大学である。優秀な学生が集まっており勤勉な学生も多く、また学生数も適正規模のうえ教員との距離も近く、密度や水準の高い学習が保証されていると考える。これらはアカデミックアシスタントやティーチングアシスタントが多く配置され十分な学生の学習支援を行っていることや、ピアサポート・プログラムなどのきめ細かなサポートシステムが整備されていることが、その学習の質を保証していることに貢献していると思われる。学生へのインタビューでも、大学における人的物的学習環境に対する満足度は高い。また学習目的が明確な学生が多く、これらが、学習の質の高さに反映していると思われた。

2. 評価の所見

【優れている点】

○事務職員56名が、教務チーム、ファカルティ支援チーム、学生・キャリア支援チーム、図書・情報チームに別れて事務を分掌し、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、かつ、アカデミックアシスタント(AA)が7名、ティーチングアシスタント(TA)が75コマに配置され、実習科目を中心に支援が行われるなど、TA等の教育補助者の活用が図られており、それに対する学生の満足度も高く、学習環境が十分に整備されている。

Ⅱ.外部評価結果【4 外部評価委員の総評】

- 図書館が充実し、自主学習を支援する配慮がされている他、ピアサポート・プログラムによって学生間の相互学習支援制度が整えられ基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている点は特に優れた取り組みとして評価できる。
- 留年、休学、退学率が低水準であり、卒業要件以上に単位を取得する学生も多く、免許に関しても例えば管理栄養士合格率が9割に迫るなど、学習効果が充分に上がっていると判断できる。また、卒業論文は卒業判定会、卒論発表会などで指導され、高い水準を保っている。
- 「生活科学部履修の手引き」など独自の冊子を作成して丁寧な説明をしている他、入学直後の1泊2日の新入生セミナーで上級生や教員による履修計画作成指導を行うなど、特にきめ細かなガイダンスが実施されていることは高く評価できる。
- 全学の取り組みとして「統合型学生支援システム」を立ち上げて、独自のきめ細かな学生生活の支援を行い、また、セクシュアルハラスメントに関するきめ細かな規定を制定し相談体制を確立するとともに、年次報告書を作成し活動状況の確認をするなど、学生の生活支援に関する優れた取り組みを行っている。
- アカデミックフェロー（AF）、アカデミックアシスタント（AA）、助手、ティーチングアシスタント（TA）など、多様な授業支援者が配置され、学生の支援者にはその役割について丁寧な説明が行われ適切に支援できる体制や質の向上を図る取り組みも行われていることが、学生の学習環境の高評価に繋がっていると高く評価できる。

【改善を要する点】

- 食物栄養学科、人間・環境科学科、人間生活学科（発達臨床心理学講座、生活社会科学講座、生活文化学講座）という、自然・人文・社会科学の総合的な学識にまたがる学科を設置し、管理栄養士や家庭科教員という専門職として、また、環境や人間発達、生活政策などを生活者の立場から社会に発言する市民性を持った人材を養成している。ただし、各学科（講座）の独立性が高く、それらを貫く文理融合の総合的応用科学の視点が弱いように思われる。
- 学生の自治会組織やクラブ・サークル活動が自主的に盛んに行われているが、大学としての具体的な支援はあまりなされていない。自主活動を支援する体制の確立が望まれる。
- 家庭科教員、管理栄養士、消費生活アドバイザーなど、生活科学の専門性を生かした資格が取得できる教育課程であり、特に管理栄養士の国家試験合格率は高い。しかし、多くの学生がその資格を生かした職業に就いているとは限らない。こうしたキャリア形成の支援に関しては、卒業生による消費生活アドバイザーの支援体制は一定程度できているが、他の専門職では整備されておらず、学外の関係者の意見が生かされる仕組みは十分ではない。

【特色ある点】

- アカデミックフェロー（AF）、アカデミックアシスタント（AA）、助手、ティーチングアシスタント（TA）などの多様な授業支援者や、技術職員等の教育支援者が配置され、きめ細かな学習支援が行われている。また、ピアサポート・プログラムによって学生間の相互学習支援制度が整えられ基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている。きめ細かな学習支援体制は、本大学の学校文化で培われた特色ある取り組みである。そのことが学生の学習意欲を引き出し、また学習の目的も明確な学生が多く真摯に学習にとり組む風土を作っており、その結果、学習の質が確保されている。

お茶の水女子大学部局別評価（大学院人間文化創成科学研究科）の 自己点検・評価に関する意見書

東京学芸大学 教授 大竹 美登利

1. 総評

お茶の水女子大学の大学院は、1963年に大学院家政学研究科(修士課程)が、1964年に大学院理学研究科(修士課程)が、1966年に大学院人文科学研究科(修士課程)が設置され、さらに1976年に大学院人間文化研究科(博士課程・2専攻)が設置され、1997年、大学院人文科学・理学・家政学研究科(修士課程)が大学院人間文化研究科(博士前期課程・6専攻)に改組され、大学院人間文化研究科(博士後期課程)複合領域科学専攻が設置された。現在は大学院人間文化創成科学研究科 博士前期課程5専攻(比較社会文化学専攻、人間発達科学専攻、ジェンダー社会科学専攻、ライフサイエンス専攻、理学専攻)、博士後期課程(比較社会文化学専攻、人間発達科学専攻、ジェンダー学際研究専攻、ライフサイエンス専攻、心理学専攻)として整備されている。本研究科は学際的な教育研究を目的としており、近視眼的な研究に陥らない多面的な研究が蓄積されており、複雑化する現代社会の課題に応える成果が期待できる。

お茶の水女子大学では多くのCOEやプロジェクトを受託しており、そのプロジェクトの推進の要員として大学院生が深くかわり、学位論文に繋がる研究が盛んに行われ、水準の高い研究論文が作成されている。たとえば、○女性リーダーを創出する国際拠点の形成ー国際的に卓越した教育研究拠点機能の充実ー、○多様な食育の場に対応可能な高度専門家の育成、○国際水準の女性科学者の育成ーお茶大型ホップ・ステップ・ジャンプモデルーなどをはじめ、女性の研究者育成を目指した特徴ある【教育関係プロジェクト】を実施しているとともに、○ポストドクター/ドクターのキャリア開発に向けた取り組みーポストドクター・キャリア開発事業ーといった【キャリア開発関連プロジェクト】で、長期的な研究支援を行っている。また、これまでの受託した○誕生から死までの人間発達科学(平成14年度～平成18年度)、○ジェンダー研究のフロンティア(平成15年度～平成19年度)などのプロジェクトなどの【21世紀COEプログラム】では、お茶の水女子大学の特徴ある研究を基盤にし、多くの教員が協力して取り組み大きな成果を挙げている。こうした数多くの大型プロジェクトを推進するには多大なエネルギーが必要であり、学生や指導教員の負担は大きいですが、逆により、このことによって内容も豊富で質の高い研究が進められており、博士論文につながる質の高い研究業績を蓄積していく環境が整っている点では、恵まれた環境にあるといえよう。

ともすると、出産育児で研究が中断されがちな女性研究者特有の問題に、学内には学生も利用できる保育施設いずみナーサリーを設置し、研究の継続が行える支援をしているところは高く評価できると言えよう。

以上のように、女性は研究者として自律していくことに多くの困難が伴いがちであるが、それを支援する様々な仕組みを作り、大学全体として女性研究者のリーダーを育てる姿勢が感じられる。

2. 評価の所見

【優れている点】

- 他大学院との単位互換制度、グローバルCOEプログラムの共同研究への参加、インターンシップ制度の推進など、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しており、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した優れた教育がおこなわれている。

Ⅱ.外部評価結果【4 外部評価委員の総評】

- 博士前期課程では、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、これを踏まえて専攻内の各コース・領域で学位授与方針が定められるなど、評価基準が明確化される体制が整えられている。また、修士論文は毎学年研究の進展状況を把握する研究活動報告会を開催して多くの教員からの指導を受けるなど、丁寧な指導が行われている。これらの評価基準の明確化や指導体制が優れていると判断できる。
- 博士後期課程では、学位授与方針に従って博士論文提出要件と審査基準を定め、それらがHPで学生に周知されるとともに、この基準に従って5名以上の審査委員会で慎重に審議されており、質の高い博士論文が作成される指導体制が確立されている点は優れている。
- 政府機関、自治体、企業などからの多数の共同研究費、受託研究費を受け入れ、文部科学省の委託事業なども活発に行われており、社会・経済・文化の発展に資する優れた研究や取り組みが行われていると判断できる。
- グローバルCOEを始めとする様々なプロジェクト研究が盛んに行われており、多くの大学教員が招待講演で講演され、また国際学会を含む多くの学会での発表も盛んにおこなわれている点で、優れた研究活動が行われていると判断する。

【改善を要する点】

- 博士後期課程では、学会発表件数は多く研究水準は高いものの、修業年限内の修了率は20%と低率であり、修了率の向上に向けた改善が望まれる。
- 図書館の他、人間文化棟、生活科学部本館など様々な場所に学習研究スペースが設置され、一定程度自主的学習環境が整備されているが、「お茶大生の学習環境と生活・意識に関する調査」で文系院生から専攻間・コース間で学習環境に格差があると指摘されており、改善が望まれる。

【特色ある点】

- お茶の水女子大学附属図書館は多領域にわたる先端的な学術情報を蓄積し、また学習研究スペースや気軽に使えるPCが提供されるなど、研究環境が整っている上に、キャリアデザインやコンサートなどが開催され、多くの学生が集い学術交流の場となっており、特色ある学習空間を提供している。
- 魅力ある大学院教育イニシアティブ事業として、「ユニバーサルマインドを持つ女性人材の育成（平成18年度～平成19年度）」「対話と深化の次世代女性リーダーの育成（平成17年度～平成18年度）」「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成（平成17年度～平成18年度）」に取り組み、日本の女性リーダーを育ててきたことは、お茶の水女子大学の大学院の特色である。

お茶の水女子大学部局別評価（人間文化創成科学研究科）の自己点検・評価に関する意見書

東京理科大学教授 北原和夫

総 評

今回の自己評価書ならびに現地訪問での先生がた、大学院生との面談を通して強く感じたことは、10年ほど前に行なった外部評価の時と比べて、研究科内のコミュニケーションが大きく改善されている、ということである。以前の外部評価では、物理学と化学の専攻についての外部評価であったと記憶しているが、当時は、物理学と化学の教育と研究における専門性の壁が高く、専攻を横断する授業も殆どなく、専攻を橋渡しする会議体も機能していなかったように思う。

現在、組織についても、従来の専攻をコースもしくは領域として、大きくまとめており、それが単なる呼称の変化に留まらず、教育プログラムにおいても、専攻必修科目、副専攻科目をおくなど、「異分野接触」の機会を設けている。一方で大学院生の多様なニーズ、学術の発展などに対応するために、他大学との単位互換制度を活かしていることは評価される。

また、自立した女性の職業人、研究者もしくは知識人を育成することの意義について、研究科内でのコンセンサスが得られているという印象を持った。人材育成の視点でティーチングアシスタント制度が設計されていることも重要である。

手厚い指導の枠組みを作りながら、人件費の削減によって、人員不足の状況が生じているということは、大変である。財務的なことで如何ともし難いことであるが、教育は「人」が最優先であり、教職員の努力に敬意を表したい。

お茶の水女子大学部局別評価（文教育学部）の自己点検・評価に関する意見書

立正大学教授 木村 靖二

1. 総 評

比較的短い間隔で、学科再編、コース制の導入、複数プログラム選択履修制度の導入など教育研究体制とカリキュラムの改革が実施され、円滑な実施運営状況について不安を抱かせたが、全体として現段階では問題となるような点は見当たらず、学生の授業・教員に対する満足度も高いことから、適切に機能していると判断される。ただ、教員・学生双方になお強い学科・コースへの帰属意識と、多様で横断的カリキュラムが、整合的に機能し、成果を生み出しているかの判断には、より長期的なスパンでの検証結果が必要であろう。

現段階では、卒業生の就職内容から社会からの本学卒業生への高い評価と信頼が看取でき、また大学院進学者が安定的に2割を維持するなど、学生の間にもより高度の専門水準への意欲が高いことがうかがえ、きめの細かい少人数教育の長所を生かして、女性リーダー層候補者を育成し、社会に送り出そうとする本学部の研究・教育の成果の現れと評価出来る。

しかし、他方で、専任教員・教育支援者数の減少など人員の不足も確実に進行しており、直ちに深刻な影響を及ぼすことはないにしても、長期的にはカリキュラム展開の狭隘化や教員の負担増など、全体的な制度疲労や先細りに連なりかねない兆候が現れており、今後の運営費交付金の状況などを視野に、効率化を目指す業務の見直しなど、適切な対応が求められているように思われる。

2. 評価の所見

【優れている点】

- ・ 目的に国際的通用性を明記して、学生の目指す水準を設定している。
- ・ アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3ポリシーが明確に定められ、周知されている。
- ・ 希望する個人に対し入試成績を開示している。
- ・ 派遣留学生数の顕著な増加がみられる。

【改善を要する点】

- ・ 専任教員数が減少しており、教育支援者数も十分とはいえない。
- ・ 学生の平均取得単位数は、資格取得科目履修を考慮しても多く、単位実質化の観点からは適切な指導などによる改善が必要である。
- ・ 図書館などの自主的学習施設における開館時間、蔵書・機器設備に改善の余地がある。

【特色ある点】

- ・ 女性リーダーの養成を掲げている。

お茶の水女子大学部局別評価（人間文化創成科学研究科）の自己点検・評価に関する意見書

立正大学教授 木村 靖二

総 評

大学院は全体として、その目的に相応しい高い水準の成果を上げている。大学院組織は、研究院と教育院で構成され、教員は研究院のそれぞれの専門分野に固定的に配置されるが、教育院ではフレキシブルな配置と役割が可能になるユニークな体制を取り、学生は前期はコース制、後期は領域制で学ぶことになっている。このやや複雑な制度が実質的に十分な効果を挙げているかは、今後の継続的な検証の結果を待つ必要がある。ただ、当然のことながらこの体制では多くの管理運営組織を伴うので、各組織間の会議日程の調整、会議時間の確保などに危惧を抱かせる面があり、相応の配慮が必要であろう。

入学・カリキュラム・学位の方針はそれぞれ明確に規定され、公表・周知されている。

とくに学位に関しては、各分野で国際水準を超える内容に相応しい基準が合意されている点、後期課程の学生の指導上の効果を高めるために、主指導教員のほかに副指導教員の指導も義務づける複数指導体制が導入された点が注目される。また他大学との単位互換制度も相応に機能している。学生の就職・進路状況から、現在のところほぼ研究科の目的が達成されていると判断できる。しかし、専任教員数はとくに比較社会文化・ジェンダー社会科学などでの減少が目立っており、適切な対応がなされない限り、いずれ指導や研究上での劣化が生じる可能性が懸念される。

教員の研究活動とその成果については、外部の競争資金獲得数と総額、高度な水準の業績などから、十分期待に応える内容になっている。

なお、大学院の入学者は専攻によってばらつきがあるものの、総じて定員に対してやや高く推移しており、改善が望まれる。

【優れている点】

- ・教員のフレキシブルな展開を可能にする組織構成を採用している。
- ・博士後期課程の学生に複数指導制度を導入している。
- ・教員の高水準の研究活動が維持されている。
- ・希望する個人に対し入試成績を開示している。

【改善を要する点】

- ・専任教員数の減少への対応が必要である。
- ・入学者が定員数をかなり超過する専攻がある。
- ・授業評価アンケートの活用が不十分である。

【特色ある点】

- ・女性リーダー・女性科学者養成を掲げている。

お茶の水女子大学部局別評価（理学部）の自己点検・評価に関する意見書

北里大学 教授 菅原 洋子

1. 総評

お茶の水女子大学理学部は、理学の基礎知識を修得し、大学院において高度な教育を受ける能力を持った人材の養成および、理学を基礎として社会の多様な分野において主導的役割を果たすことが出来る人材の養成を目的としている。今回の自己点検・評価においては、学部および学科の目標設定、教育研究組織、教員および教育支援者、学生の受け入れ、教育内容および方法、学習成果、施設設備および学生支援、教育の内部質保証システム、教育情報等の公表などの観点からの判定が行われた。

大学の設定した教育研究の目標のもとに、理学部、および各学科としての明確な目標を設定し、ホームページや入学選抜要項等においてこれを公表し、目的の達成に向けて、教育組織、カリキュラム、学生支援組織を整備している。また、情報基盤センターおよび図書館などの施設のハードソフト両面での活用が図られているなど、目標達成へ向けて、種々の観点からきめ細かい取り組みがなされていると認められる。また、達成度を確認するために、アンケートの実施およびそのとりまとめ、学外関係者からの意見の聴取などの方策がとられており、その活用へ向け、改善を進めることの必要性も認識されている。これらの学部教育研究の目的達成へ向けた努力は着実な成果を上げており、設定されているすべての評価項目において、「妥当」、もしくは「おおむね妥当」との良好な判定結果となった。

FDについての「国際規格によるFD戦略」事業などの積極的な活動、ティーチングアシスタント制度における事前研修会の実施、および事後の報告書の提出など教育活動の質向上に向けた方策の遂行、また、入学時における一泊二日の学外合宿研修、ピアサポート・プログラムの設置、独立法人研究機関におけるインターンシップ体験の単位認定、部活動や自主プロジェクトなど各種の学生の自主的活動への支援など、学生に対する特色あるきめ細かい配慮と指導がなされていることも、評価に値する。

お茶の水女子大学理学部は、学科ごとの入学定員が20～40名、理学部全体で入学定員が125名と小規模である。小規模であることは、一般には、長所短所の両面を併せ持つが、現役学生および卒業生との面談において、大学におけるきめ細かい指導、既に社会人となった卒業生を含めた先輩との緊密な関わり合いなど少人数教育の利点を挙げる声が多く聞かれた。また、学生へのアンケート（「学生の学習環境と生活・意識に関する調査」）においても、教育に対し、80%前後の学生が「満足」ないしは「ある程度満足」と回答しており、これは教育研究の目標達成度が高いことを反映しているといえよう。

一方、定員削減が進みつつある流れの中で、現在の水準の維持が今後可能か、将来の学部運営および教育研究の目的達成に対する危機感がいくつかの項目について提示されていることは、見過ごすことの出来ない重大な問題で有り、早急にその回避に向けた方策を設定することが要望される。

社会の多様な分野で活躍する人材を養成するという目的と呼応する形で、平成23年度より複数プログラム選択履修制度が導入された。従前からの高度な専門教育を行う取り組み（強化プログラム）を保持しつつ、境界・融合分野に志向をもつ学生に対応できるよう新しいプログラム（学際プログラムおよび副プログラム）を選択履修できる制度を導入した積極的努力は高く評価される。しかし、新たな企画の実践が、カリキュラムの複雑化、教員の過度の負担増などにつながらないかと危惧される。本制度についての評価は、完成年度を待つ必要があるが、定員削減の問題とも絡んで、節目ごとに本制度を含め、各種の試みの成果を客観的に評価し、過負荷を避けるためにある種の整理を行っていくことも必要とされよう。

2. 評価の所見

【優れている点】

- 高い水準の教育を実施し、かつ、学生の高い満足度が総体として実現されている。
- 独立法人研究機関におけるインターンシップ体験の単位認定、部活動や自主プロジェクトなど各種の学生の自主的活動への支援など、学生への多様かつきめ細かい配慮と指導がなされている。

【改善を要する点】

- 教員定数の削減と相関して、いくつかの点検項目において、将来にわたり現在の学部運営および教育研究の水準を維持することは難しいことが予想されている。この点は見過ごすことの出来ない重要な問題で有り、改善へ向けた方策の早期策定がのぞまれる。
- 複数プログラムの実施など、意欲的かつ学生に対するきめ細かい対応が、カリキュラムの複雑化、教員の過度の負担増などにつながらないか危惧され、節目ごとに各種の試みの成果を客観的に評価し、必要に応じた見直しが望まれる。

【特色ある点】

- 従前からの高度な専門教育を行う取り組み（強化プログラム）を保持しつつ、境界・融合分野に志向をもつ学生に対応できるよう新しいプログラム（学際プログラムおよび副プログラム）を選択履修できる制度を導入している。
- FDについて、授業参観、「国際規格によるFD戦略」事業など、積極的な努力がなされている。

お茶の水女子大学部局別評価（大学院人間文化創成科学研究科）の 自己点検・評価に関する意見書

北里大学 教授 菅原 洋子

1. 総評

お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科は、平成 19 年に人間文化研究科を改組する形で設置され、全学で一つの大学院組織が形成されている。目的として高度の専門学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することが掲げられている。比較社会文化学専攻、人間発達科学専攻、ジェンダー学際研究専攻、ライフサイエンス専攻、理学専攻の 5 つの専攻からなる教育院と、基幹部門としての文化科学系、人間科学系、自然・応用科学系および先端融合部門としての先端融合系の 4 つの系からなる研究院、および附属組織である心理臨床相談センターより構成され、各教員は研究院のいずれかに所属し、学部および教育院の各専攻における教育を担当している。このような体制をとることにより、教育面でも、研究面でも、細分化の弊害を回避し、柔軟な教育研究の遂行を実現するべく努力がなされている。

教育課程編成・実施方針として、専門分野における高い能力を育成すると共に、広い学際的視野、社会的ニーズを意識した能力を身につけさせることを掲げている。学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に応えるという視点からも、各専攻に専攻横断的科目を必修科目として設置する、副専攻プログラムを開設する、研究科共通科目をおく、単位互換制度を設けるなどの方策がとられている。また、指導体制として、主指導教員の他に副指導教員による指導を義務付けるなどして、実施方針の実現をめざした積極的な姿勢が認められる。

学生の受け入れ状況は、年度により多少の揺らぎはあるが、良好といえよう。教育目標、院生の受け入れ方針、教育方針、学位授与方針などが明確に定められ、かつ、ホームページ、入試要項などを通じて公表されており周知が図られている。大学院における成績評価、学位授与などに関わる評価基準は組織として策定され、適切に実施されている。しかし、学生の意識調査において、博士後期課程の院生より、専攻により多少の温度差があるものの成績評価の妥当性、学位論文の要件などに対する多少の疑義がでており、大学院生の意識に関わる検討課題といえよう。

教育の内部質保証システムに関しては、自己点検評価委員会が機能し、FD、アンケートを含めた意見聴取が行われ、学外者との意見交換等の活用にもつれて一層の改善を目指している点は評価される。また、ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント制度が設けられ、前者においては事前の研修会の実施や報告書の提出などが設定され、教育活動の質向上に努めると同時に、この制度を教育能力の育成へ還元するための努力がなされている。これらの努力と相まって、研究業績、プロジェクト研究の実施、研究獲得状況などは極めて良好で研究の質が確保されているといえる。授業評価アンケートなどにおいても、大学院生の満足度が高いことが伺える点は高く評価される。一方、研究環境については一定のレベルを実現しているものの、改善の必要性が自覚されている。しかし、博士前期課程の 2 年間での修了率、教職免状取得率、就職および進学状況、発表論文数などから明らかなように、目標とする高い資質、能力を持った人材の育成はかなりの程度達成されていると認められる。

以上の結果を総括すると、研究教育面で高い評価に値する実績を上げていると判定することができる。なお、組織に関し、教授会、代議員会、系会議、前期・後期専攻会議という階層的組織を設けているため、会議体として多重な構成となり時間的に過密になっているとされる点については、組織としての機能を損なうこと

なく合理化をはかることが望まれる。また、大学院設置基準上必要とされる教員数および職員数は確保されているが、今後、現在の高質な研究教育を維持していくためには、適切な教員数、職員数を確保することが要件となっており、人件費削減と関わり、方策を講ずることが重要な課題と言えよう。

2. 評価の所見

【優れている点】

- 研究業績、プロジェクト研究の実施、研究獲得状況などが極めて良好である。
- 授業評価アンケートなどにおいて、高い大学院生の満足度が示されている。

【改善を要する点】

- 組織に関し、教授会、代議員会、系会議、前期・後期専攻会議という階層的組織を設けているため、会議体として多重な構成となっており、時間的に過密になっている点は、機能を損なうことなく何らかの合理化をはかることが望まれる。
- 人件費削減が進めば、現在の高質な研究教育の維持が困難になることが予測される点は、重要な問題であり、早急に方策を立てることが望まれる。

【特色ある点】

- 全学で一つの大学院組織が形成され、細分化を避けた組織化が行われ、柔軟な教育研究の遂行を目指している。
- 高度な専門性を持った能力と共に、広い学際的視野、社会的ニーズを意識した能力を身につけさせることを掲げ、専攻横断的科目の設置、副専攻プログラムの実施、単位互換制度などを設け、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に応えるよう努力している。

お茶の水女子大学部局別評価（生活科学部）の自己点検・評価に関する意見書

神奈川県立保健福祉大学学長 中村 丁次

1. 総評

お茶の水女子大学生生活科学部は、社会が大学に要求する内容の変化に対して対応し、従来からの家政学部から生活科学部とし、現在の3学科、3講座に改組している。この改変に伴い、大学運営のいたるところに変化が見られ、従来の家政学の規範を超えた新しい生活科学を追及する挑戦と努力を学部全体に感じることができた。特に、大学全体のミッションである「女性リーダーの育成」を基本にしながら、人間の生活と環境を多角的視点から、複合的かつ多様なアプローチで追及しようとしている姿勢を強く感じることができた。

20世紀は、学問を理系と文系に分け、それぞれの領域を専門分化させることにより、各領域の知識や技術は発展し、その成果物として、国民は物質的に豊かな生活を手に入れることができた。しかし、各領域の専門家が人間を全体性の中で見るができなくなり、人間性の喪失や環境問題など種々の問題が起き、その問題は新世紀を迎えた現在でも未解決の問題として残されている。

特に、当生活科学部が課題としている人間の生活は、ある限られた専門性のみで解釈されるものではない。いわゆる理系と文系の知識や技術が混在された中で生活は営まれているのであり、これらが融合され、発展していくところに、生活科学の未来があるのではないかと思う。今後、人間側に立った新たな生活科学の構築が求められている。

お茶の水女子大学生生活科学部は、食物栄養学科、人間・環境科学科、人間生活学科の3学科で構成された文理融合型であり、各専門領域がそれぞれの枠を超えた学際的なプログラムを展開できるような工夫がなされ、このことは高い評価ができる。このような文理融合型の組織編成は、将来的には多領域の連携融合型の教育、研究、さらに運営が可能となり、今後の人間の食事、栄養、医療、福祉、環境等に直接影響を与えることになる。さらに、これらに関連した新たな産業が発生し、発展することにより、精神的にも豊かな生活をつくりあげることができることになり、当生活科学部の役割は大きい。

ところで、近年、学生の大学に対するニーズは、特定の専門性に基づいた資格の取得にある。本来大学は、資格取得の教育をしているのではなく、このことのみを重要視すると大学本来の使命である学問の発展に寄与する使命を失うことになる。しかし、一方で、複雑で、多様な社会の中で、各領域においては高度な専門性が要求され、その質を保証する方法として資格制度は不可欠であり、良質な有資格者を誕生させるために高等教育のなかで資格を取得させる仕組みづくりは、必然的な帰着ポイントとなる。このように考えれば、資格取得のための教育と、本来大学が使命としている教育とは、必ずしも矛盾したことなく、対立した課題にすべきでもない。

資格制度に基づいた専門職には、科学的エビデンスに基づいた専門的知識と技術と同時に、職業倫理が求められ、その教育、研修の在り方が国際的に議論されつつある。つまり、専門職は、公的資格を得ることにより初めて自分の専門的な知識や技術を施行できる権利を持つのであり、実践においては人間としての倫理観が強く求められる。医療や福祉、さらに生活に関係した領域において、専門職が科学的エビデンスのみで実施しようとするれば、倫理観に反して悪用する場合も生じ、人々に大きな被害や不幸をもたらすことになる。専門職は、科学的エビデンスに基づいた業務の遂行と同時に、その行為が人間としての倫理に反しないように常に留意する必要がある。このような観点からも、文理融合型の教育、研究を目指す当学部は専門職の真のリーダーを養成できる潜在的機能を有していることが理解できた。

2. 評価の所見

【優れている点】

大学が古い歴史を持ち、今日まで多くの優秀な人材を輩出し、我が国の教育学や家政学のリーダーとしての役割を担いながら、そのことに甘んずることなく時代の変化に対応して、今日的課題に取り組んでいる点は、高く評価できる。

【改善を要する点】

前述したように学生の資格取得のニーズは高く、専門職教育のあり方は大学の重要な課題になりつつある。当生活科学部においても、少子高齢化社会を迎え、今後、栄養や食の問題が重要な課題になることや学生からの要望もあり管理栄養士養成課程が設置された。管理栄養士養成のあり方が真剣に議論され始めたのは2000年の栄養士法改正が契機になった。改正栄養士法において、管理栄養士は保健、医療、福祉の領域において、傷病者の栄養指導、栄養管理をする専門職として定義され、人間栄養学を基本として人間の栄養状態を改善することが業務の目的となり、教育機関においては、そのための知識や技術を修得させることが必要となった。具体的には、人間の栄養状態の評価・判定、栄養状態を改善させる食事や栄養補給法等の計画、実施後のモニタリングや再評価、医療・介護制度、職業倫理とチーム医療、各種栄養補給法、病者・介護用特別用途食品、栄養と薬の相互作用、栄養ケアの記録と報告等の知識や技術の習得が求められているのである。

一方、実際の業務では、病院、診療所、在宅における医療やケア、さらに地域の包括的な栄養管理等において、管理栄養士のみでは問題が解決されないことから、NST (nutrition support team) に見られるような医師、看護師、薬剤師等とのチーム医療や多職種連携ワークが必要となる。従来、このようなチーム医療のあり方は、臨床現場でのみ議論されてきたが、近年、専門職連携業務 (interprofessional work : IPW) のための、専門職連携教育 (interprofessional education : IPE) のあり方が、教育機関を中心に国際的に検討されつつある。今後、当生活科学部の卒業生が、この領域のリーダーになることへの社会的ニーズは高く、それに答えるべき改善に取り組まれることを期待する。

【特色ある点】

文理融合の総合応用科学を基盤とし、高密度の講義、少人数の実験・実習、さらに個別的な卒業論文の作成など少数教育が徹底されている。また、家庭科の教員免許に関しては取得しやすいカリキュラム内容になっている。

お茶の水女子大学部局別評価（大学院人間文化創成科学研究科）の
自己点検・評価に関する意見書

神奈川県立保健福祉大学学長 中村 丁次

1. 総評

それぞれの領域で、領域の特徴を生かしたユニークな取り組みがなされ、全体的に優れた研究、教育が行われている。

2. 評価の所見

【優れている点】

大学院としての先進的な取り組みが行われている。

【改善を要する点】

大学院の内部志願者、さらに内部入学者の割合を高める必要がある。

大学院と研究センターとの連携教育・研究がさらに活発になることが望まれる。

【特色ある点】

それぞれに特色が見られた。

お茶の水女子大学部局別評価（文教育学部&人間文化創成科学研究科）の 自己点検・評価に関する意見書

共栄大学 教授 藤田 英典

1. 総評

我が国最初の女子高等教育機関として設立された東京女子師範学校以来の歴史・伝統・ミッションと現代の大学・学生を取り巻く環境の変化及び近年の大学教育政策などを踏まえつつ、グローバル化と知識基盤社会の進展する 21 世紀社会において大学教育とお茶の水女子大学に期待される種々の教育・研究面や社会貢献面の課題と要請に適切に対応すべく、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの適正化・明確化と、教育課程・教育プログラムと学生指導、大学・部局の組織運営や外部資金の獲得を含む研究活動の活性化などの諸側面で、種々の改革・改善の取り組みを自主的・積極的に行っている。

また、特に組織運営面と教育面の改革・改善の妥当性・適切性・有効性を確保し高めるために、入試や学生の学修・成績・卒業・就職等に関する統計データの整備・分析、学生や教職員等を対象にした各種アンケート調査の実施とその結果の分析や、学生・教職員等の意見・意向・要望の聴取・検討を行い、それらの分析・検討結果も踏まえつつ、全学レベルや部局レベルの各種委員会において、必要な改革・改善の取り組みや措置を審議・決定し実施すると同時に、それらの改革・改善の趣旨・概要等について学内各方面に周知し、共通理解の確保と連携・協働の促進を図っている。

自己点検・評価書には、以上の諸事項について系統的かつ的確に記載されており、また、評価の観点ごとに現況、自己評価とその根拠・理由、及び、今後の課題と改善計画について、上記の統計データ、アンケート調査の分析結果やその他の関連情報を提示し、あるいは参照資料のサイト情報などを示しつつ、丁寧に記載・説明されている。

具体的な事項（評価の各観点）に関わる本外部評価者の評価については、下記「2. 評価の所見」欄及び別紙「簡易評価シート」に記載しているので、ここでは事例的なコメントも含めて割愛するが、総評としては、以下のように言える。

①今回の外部評価の対象となっている期間の改革・改善の取り組みは総じて妥当かつ適切であり、②その成果も含めて現況は、組織・運営面、教育・指導面、入試・卒業・学位授与（課程修了）・就職（就職率、就職先、業種・職種）等の実績のすべての点で優れており、そして、③自己点検・評価の実施方法と同評価書の記載内容も妥当かつ充実していると判断されることから、その総体について外部評価者として「優・良・可・不可」の尺度で評定するなら、「優」と評定するのが妥当である。

2. 評価の所見

【優れている点】

- （文教育学部）我が国の代表的な女子高等教育機関としての歴史・伝統とミッションと、大学・学部
の規模（学生定員・教員定数・職員数）や国立大学法人として財政基盤が運営費交付金に大きく依存し
ていることを踏まえるなら、4 学科・12 専門コースの教育研究組織と学科・コースの運営、学生指導・
学生支援の体制等は妥当かつ適切であると評価することができる。
- （文教育学部）教育課程、授業科目の内容、単位の実質化等について、学生のニーズ・興味関心、学

Ⅱ.外部評価結果【4 外部評価委員の総評】

術の発展動向、現代社会の諸状況・要請などに対し総じて適切に対応しており、充実したものになっていると評価することができる。

- (人間文化創成科学研究科) 我が国の代表的な女子高等教育機関としてのミッションと、大学・大学院の規模(学生定員・教員定数・職員数)や国立大学法人として財政基盤が運営費交付金に大きく依存していることを踏まえるなら、専攻の構成と目的、主専攻・副専攻システム、カリキュラム、教育研究組織、学生指導・学生支援の体制等は、妥当かつ適切であると評価することができる。
- (人間文化創成科学研究科) 教育課程、授業科目の内容、単位の実質化等について、学生のニーズ・興味関心、学術の発展動向、現代社会の諸状況・要請などに対し、副専攻による対応も含めて、総じて適切に対応しており、充実したものになっていると評価することができる。
- (文教育学部・人間文化創成科学研究科共通) 全学的に、学生の学修状況や入試・卒業・就職等に関する統計データや学生対象の各種アンケート調査の分析結果の活用と学生・教職員等の意見・意向・ニーズ等の把握に努め、関連諸領域の改革・改善に努めている点は高く評価することができる。また、自己点検・評価と外部評価も含めて、いわゆる「PDCA サイクル」による改革・改善を進めている点も高く評価することができる。
- (全学共通) 図書館オープン・スペースを活用しての「ラーニング・コモンズ」や就職・企業説明会その他の各種イベントの開催は、学生の主体的な学修その他の活動を促進するうえで貴重なものであると評価することができる。
- (全学共通) 大学・部局の教育方針・運営体制や教育プログラム、入試、卒業後の進路(進学・就職)その他の各種情報について、適切に公表され周知が図られている点も高く評価することができる。

【改善を要する点】

- 文献検索閲覧サービスの学外からの利用可能化について学生の要望が多いことを踏まえ、改善を図ることが期待される。
- シラバスの記載内容について、「おおまかすぎる」との学生の意見も多いことを踏まえ、さらなる適正化・充実を図ることが期待される。
- ひとつの履修科目につき授業受講以外の学習時間30分未満が5割近い現況を踏まえ、事前準備・事後展開の学修やその他の自主的な読書・知的活動の充実に向け、適切な方法で奨励・支援することが期待される。
- 学部・大学院とも、課程修了により付与される学位(名称)について、学位規則には記載されているものの、大学案内をはじめ受験生や在校生に対して公表・配布される資料には明記されていない点は改善を要すると言える。
- お茶の水女子大に限らず、多くの大学で見られることだが、近年の大学政策等もあって、大学・部局の運営や教育関連活動に費やす時間が大幅に増加し、教員の多忙化(時間の劣化)と研究活動面へのしわ寄せが目立つ傾向にある。運営や教育関連活動のための時間が適正範囲を超えて過剰とならないように、適切かつ可能な範囲と方法で、簡素化・効率化や業務分担の公平化を図ることも重要と考えられる。

【特色ある点】

- 上記【優れている点】に記載した諸点は【特色ある点】として評価することのできるものでもある。

III. 参 考 資 料

○国立大学法人お茶の水女子大学評価指針

平成17年1月20日

制 定

この指針は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、学則第1条に定める本学の目的に基づき、教育研究の自由を尊重し、本学教職員の意欲を高め、教育研究活動等の質的な向上を図るために、大学評価（以下単に「評価」という。）の指針を定める。

1 評価の目的

ここでいう評価とは、大学が行う教育、研究、社会貢献、大学運営に関して、大学が自ら実施する自己点検・自己評価（以下「自己評価」という。）のことであり、全学評価、部局等評価、個人評価から構成される。

その目的は、教育研究機関としての大学が、大学自治を最大限に生かしつつ、主体的・自律的に大学を運営し、その社会的説明責任を果たすべく、大学の設置理念と使命（ミッション）に照らして、自ら公正かつ客観的に諸活動を点検・評価し、大学の教育研究活動等の質を保証し、その一層の向上に資することにある。

その意味で、評価は、大学組織の目標を適正にかつ効率的に達成し、社会的使命を果たす上で必要不可欠な活動であり、使命実現のためのPDCA（Plan-Do-Check-Action、計画－実行－評価－改善）の過程の一環として位置づけられる。

そのためには、上記PDCAの観点から、評価結果を、評価を受けた個人又は各部局等に報告・フィードバックし、教育研究活動等の改善に役立てるとともに、広く評価結果を社会へ発信することにより、本学の現況を明らかにし、公共機関としての本学の責務を果たすことが求められる。

2 評価の基本方針

1の目的を達成するための評価の基本方針としては、次の観点に基づくことが必要である。

(1) 施策支援機能

大学自治と教育研究の自由を最大限に生かし、本学の使命実現と本学教職員の意欲を高め、本学の活性化を図るとともに、これを通して本学の中期的・長期的目標を実現するための、評価制度設計を有すること。

(2) 情報提供機能

本学の教育研究活動等の成果を広く社会に知らせ、情報提供と説明責任を果たすためのものであること。

(3) 質の保証・改善機能

本学の教育研究活動等の質と水準を維持・向上させるためのものであること。

(4) 自己反省機能

本学において蓄積してきた自己評価の経験を踏まえ、進化する評価システムにふさわしい制度設計を行い、そのための評価システムの評価組織を組み込むこと。

(5) 認証評価対応機能

認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条の2）に対応し、それに配慮したものであること。

(6) 中期目標・中期計画の達成度評価を含む業務実績評価対応機能

国立大学法人評価委員会による業務実績評価のスキーム（国立大学法人法施行規則第10条及び第12条）

に対応し、それに配慮したものであること。

3 教職員の義務と権利

本学教職員は、高等教育機関の使命を達成する役割を自覚し、その職責を果たし、結果を示し、質を高めるよう努力しなければならない。そのために、教職員は、自らの教育活動、研究活動、社会貢献活動、大学運営活動を自己評価し、また、大学が行う評価活動に参加する義務を負う。

同時に、本学教職員は、評価活動によって自己の専門的能力を向上させ、評価方法、評価結果、評価システムについて意見を述べる機会と権利を有する。

4 評価情報の取扱いに関する責務

評価情報の取扱いに関しては、1の目的及び2の基本方針以外に用いないこと、個人情報保護に留意すること等の責務が遵守されなければならない。

5 評価の内容と方法

評価は、全学評価、部局等評価、個人評価の3つのレベルを設定し、それぞれのレベルにおいて、教育、研究、社会貢献、大学運営の4対象領域について、自己評価を実施することを基本とする。また、客観的水準を確保するため、必要に応じて外部評価を実施するものとする。

各レベルにおける対象領域ごとの具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項については、全学評価要綱、部局別評価要綱、個人活動評価要綱に定めるものとする。

なお、評価項目及び評価方法を策定するにあたっては、国内外のスタンダードに照らした外部基準と、本学固有の使命に基づく中期目標・中期計画に照らした内部基準に配慮した設計を行うものとする。

6 総合評価室の役割

総合評価室は、評価指針、評価要綱及び評価実施要項の策定並びに評価の企画・立案及び実施に関する総合的な業務を担当する。

総合評価室が評価の企画・立案を行うに際しては、教育研究評議会等を通じて本学教職員の意思を最大限反映することが求められる。

総合評価室は、評価システムを進化させる方法を開発し、評価システムのあり方について不断に審議、検討し改善を図るための機会を組織、コーディネートする。

7 評価結果の公表

本学の教育研究活動等の成果を広く社会に知らしめ、社会の理解と信頼を得るための説明責任を十分に果たすという情報提供機能の見地から、総合評価室は、個人情報保護に配慮しつつ評価結果をWebや報告書等で公表する。ただし、個人評価については、原則公表はしないものとする。

8 教育研究活動等において評価の果たす役割

評価結果は、総合評価室から評価を受けた個人や部局等にフィードバックされるとともに、本学の教育研究活動等及び大学運営に反映されなければならない。

Ⅲ.参考資料

9 認証評価機関・国立大学法人評価委員会における評価と大学の評価

本学の評価は、公的第三者評価の法的要請に応え、また全体としての評価コスト削減の観点から認証評価制度（学校教育法第109条の2）、国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法施行規則第10条及び第12条）等のスキームに対応し、それに配慮したものであることが求められる。しかしながら、本学における評価の目的に照らして、独自の内容と水準、方法が設定されなければならない。

10 部局等における自己評価と大学の評価

評価の中心は部局等における自己評価であり、それをもとに大学全体の評価が行われるため、両者の関係は密接である。したがって、総合評価室は、各部局等において精査される評価項目と観点に共通枠組みを設定し、部局等における自己評価及び外部評価を全学評価にリンクさせる制度設計を講じる。ただし、このことは、部局等がその使命や理念に応じて独自に評価項目と観点を設定することを妨げるものではない。

11 資源配分・人事考課と大学の評価

評価結果は、学内の人事考課・資源配分等に反映・利用されることが考えられる。しかしながら、評価はあくまでも、大学自治と教育研究の自由を尊重し大学がその社会的責任を果たすべく、本学教職員の意欲を高め、教育研究活動等の質的向上を図るためのものである。

総合評価室は、このような観点から、評価結果の用いられ方についての注視機能をもつ。

12 評価コスト

評価方法とそれに基づく諸施策は、費用対効果を視野に入れ、「評価疲れ」を起こさないように、たえず改善と充実に努めなければならない。そのために、総合評価室は、人的コストの極小化、データベース構築等を含め、費用対効果の改善のための手段を講じる必要がある。

13 改廃

この指針の改廃は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、学長が行うものとする。

附 則

この指針は、平成17年1月20日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年3月28日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

○国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要綱

平成23年10月19日

制 定

この要綱は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、国立大学法人お茶の水女子大学評価指針（以下「評価指針」という。）に基づき、全学評価（以下単に「評価」という。）における具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項について定める。ただし、1の評価項目及び別に定める評価の観点については、部局等評価において実施することで足りる場合には、その評価項目等を省略することができる。

1 評価項目

評価項目は次のとおりとし、各評価項目における評価の観点に関しては、総合評価室が別に定める。

- (1) 大学の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員及び教育支援者
- (4) 学生の受入
- (5) 教育内容及び方法
- (6) 学習成果
- (7) 施設・設備及び学生支援
- (8) 教育の内部質保証システム
- (9) 財務基盤及び管理運営
- (10) 教育情報等の公表
- (11) 研究活動の状況
- (12) 地域貢献活動の状況

2 評価方法及び評価組織

評価組織として、全学自己評価委員会と全学外部評価委員会を構成する。

- ① 全学自己評価委員会は、各機構長及び学内の教職員から選出された委員により構成し、委員長は総務機構長とし、委員は総務機構長が任命する。
- ② 全学自己評価委員会は、自己評価として自己評価書を作成し、全学外部評価委員会に提出する。
- ③ 全学外部評価委員会は、学外の有識者により構成し、委員長及び委員は総務機構長の推薦により学長が委嘱する。
- ④ 全学外部評価委員会は、②により提出された自己評価書に基づいて、外部評価を実施し、その評価結果を作成し、総合評価室に通知する。
- ⑤ 総合評価室は、評価結果を整理し、各機構長及び学長に報告する。
- ⑥ 学長は、⑤の評価結果に基づき、改善が必要と認めるときは、各機構長に改善指示を行うことができる。
- ⑦ 各機構長は、⑤の評価結果、自ら改善を必要と判断したもの、又は⑥の学長から改善指示を受けたものについては、速やかにその改善を講じ、その結果を学長に報告するものとする。

3 評価結果に対する異議の申立て

Ⅲ.参考資料

各機構長は、評価結果について合理的な疑義が生じた場合には、次の手順に従い、異議の申立てを行うことができる。

- ① 機構長は、評価結果の通知を行った日から15日以内に全学外部評価委員会に異議を申し立てる。
- ② 機構長から評価結果に対する異議の申立てがなかった場合は、通知を行った日から15日後に評価が確定するものとする。また、異議の申立てがあった場合は、全学外部評価委員会は異議の申立ての日から30日以内に当該機構長から意見を聴取し、再度検証した上で評価を確定し、評価結果を速やかに当該機構長及び学長へ通知する。

4 評価の実施時期

評価は、評価指針の2により、認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条の2）及び国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法施行規則第10条及び第12条、中期目標・中期計画の達成度評価を含む。）に合わせて、6年ごとに1回実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月19日から施行する。

○国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要綱

平成23年10月19日

制 定

この要綱は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、国立大学法人お茶の水女子大学評価指針（以下「評価指針」という。）に基づき、部局等評価（以下単に「評価」という。）における具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項について定める。ただし、1の評価項目及び別に定める評価の観点については、部局等がその使命や理念に応じて独自に評価項目と観点を設定することを妨げるものではない。

1 評価項目

評価項目は次のとおりとし、各評価項目における評価の観点に関しては、総合評価室が別に定める。

- (1) 大学の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員及び教育支援者
- (4) 学生の受入
- (5) 教育内容及び方法
- (6) 学習成果
- (7) 施設・設備及び学生支援
- (8) 教育の内部質保証システム
- (9) 財務基盤及び管理運営
- (10) 教育情報等の公表
- (11) 研究活動の状況
- (12) 地域貢献活動の状況

2 評価方法及び評価組織

評価組織として、部局等自己評価委員会と部局等外部評価委員会を部局等ごとに構成する。

- ① 各部局等自己評価委員会は、当該部局等の長及び当該部局等の教員から選出された委員により構成し、委員長は部局等の長とし、委員は部局等の長が任命する。
- ② 各部局等自己評価委員会は、自己評価として自己評価書を作成し、部局等外部評価委員会に提出する。この場合において、当該部局等の特性に基づき、各観点を取捨選択し、それについて、自己評価書を作成するものとする。
- ③ 各部局等外部評価委員会は、学外の有識者により構成し、委員長及び委員は当該部局等の長の推薦により学長が委嘱する。
- ④ 各部局等外部評価委員会は、②により提出された自己評価書に基づいて、外部評価を実施し、その評価結果を作成し、総合評価室に通知する。
- ⑤ 総合評価室は、評価結果を整理し、各部局等の長及び学長に報告する。
- ⑥ 学長は、⑤の評価結果に基づき、改善が必要と認められるときは、当該部局等の長に改善指示を行うことができる。
- ⑦ 各部局等の長は、⑤の評価結果、自ら改善を必要と判断したもの、又は⑥の学長から改善指示を受けた

Ⅲ.参考資料

ものについては、速やかにその改善を講じ、その結果を学長に報告するものとする。

3 評価結果に対する異議の申立て

各部局等の長は、当該部局等の評価結果について合理的な疑義が生じた場合には、次の手順に従い、異議の申立てを行うことができる。

- ① 部局等の長は、評価結果の通知を行った日から15日以内に当該部局等外部評価委員会に異議を申し立てる。
- ② 部局等の長から評価結果に対する異議の申立てがなかった場合は、通知を行った日から15日後に評価が確定するものとする。また、異議の申立てがあった場合は、当該部局等外部評価委員会は異議の申立ての日から30日以内に当該部局等の長から意見を聴取し、再度検証した上で評価を確定し、評価結果を速やかに当該部局の長及び学長へ通知する。

4 評価の実施時期

評価は、評価指針の2により、認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条の2）及び国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法施行規則第10条及び第12条、中期目標・中期計画の達成度評価を含む。）に合わせて、6年ごとに1回実施するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月19日から施行する。
- 2 国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価実施要領は、廃止する。

○国立大学法人お茶の水女子大学評価の観点実施基準

平成24年1月12日
総合評価室決定

国立大学法人お茶の水女子大学が実施する全学評価及び部局等評価における評価項目の評価の観点については、次の表に定めるところによる。

評価の観点	全学	部局
基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的		
① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。	○ 教育	学
② 大学院においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。	○ 教育	院
基準2 教育研究組織		
① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。		学
② 教養教育の体制が適切に整備されているか。	○ 教育	
③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。		院
④ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。	也 教育 国際	
⑤ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。	○ 総務	○
基準3 教員及び教育支援者		
① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。	○ 教育	○
② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。		学
③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。		院
④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。	○ 総務	
⑤ 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。	○ 総務	院
⑥ 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。	○ 総務 教育	

評価の観点	全学	部局
⑦ 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。		○
基準4 学生の受入		
① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。		○
② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。		○
③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。		○
④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。		○
⑤ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	—	—
基準5 教育内容及び方法		
(学士課程)		
① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。		◎
② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。また、選択履修制度は定着しているか。	○ 教育	◎
③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。特に学生の満足度や不満を把握しているか。		◎
④ 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。		◎
⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。		◎
⑥ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。		◎
⑦ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。		◎
⑧ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。		◎
⑨ 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。		◎
⑩ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。		◎
⑪ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。		◎
(大学院課程)		
① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。		◎
② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。		◎
③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。		◎
④ 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。		◎
⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。		◎
⑥ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。		◎
⑦ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果）を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。		◎

評価の観点	全学	部局
⑧ 学位授与方針が明確に定められているか。		院
⑨ 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。		院
⑩ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。		院
⑪ 学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。		院
基準6 学習成果		
① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。		○
② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。		○
③ 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。		○
④ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。	—	—
基準7 施設・設備及び学生支援		
① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。	○ 総務	
② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか	○ 学術	○
③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。	○ 学術	○
④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。	○ 教育 学術	○
⑤ 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。		○
⑥ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。	○ 教育	○
⑦ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。	○ 教育	
⑧ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。	○ 教育	
⑨ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。	○ 教育	
基準8 教育の内部質保証システム		
① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。	○ 教育	○
② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。	○ 教育	○

Ⅲ.参考資料

評価の観点	全学	部局
③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。	○ 教育	○
④ ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。	○ 教育	○
⑤ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	○ 教育	○
基準9 財務基盤及び管理運営		
① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。	—	—
② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。	—	—
③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。	—	—
④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。	—	—
⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。	—	—
⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。	—	—
⑦ 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。	○ 総務	
⑧ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。	○ 総務	
⑨ 監事が適切な役割を果たしているか。	○ 総務	
⑩ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。	○ 総務	
⑪ 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。	—	—
⑫ 大学の活動の状況について、外部者（本学の教職員以外の者）による評価が行われているか。	—	—
⑬ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。	—	—
基準10 教育情報等の公表		
① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。	○ 教育	○
② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。	○ 教育	○
③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。	○ 教育	
基準11 研究活動の状況		
① 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。		○
② 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。		○
③ 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。		○

評 価 の 観 点	全学	部局
④ 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。		院
⑤ 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。		院
⑥ 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。		院

※ ○=学部と大学院が該当 ㊦=学部のみ該当 院=大学院のみ該当

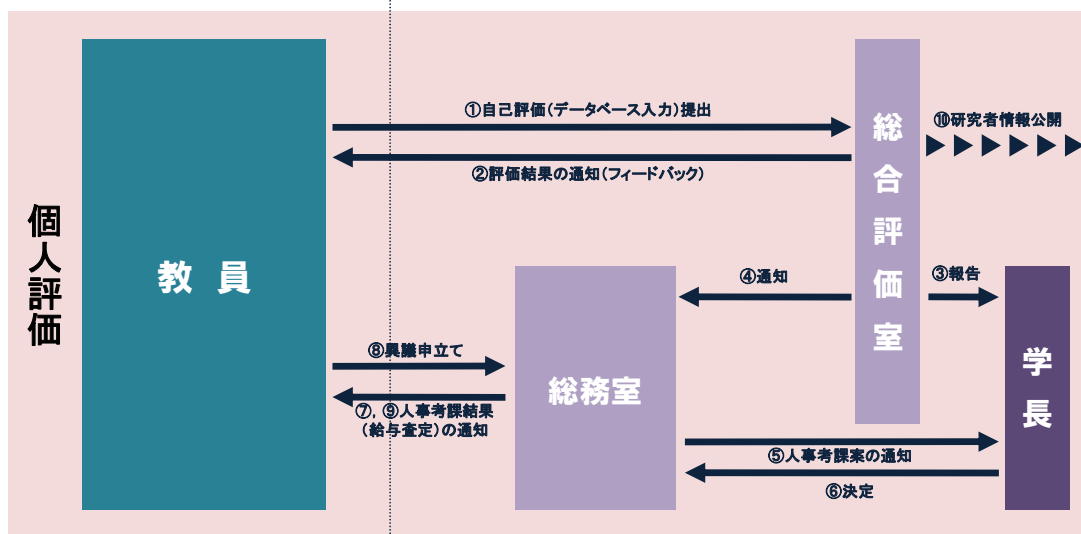
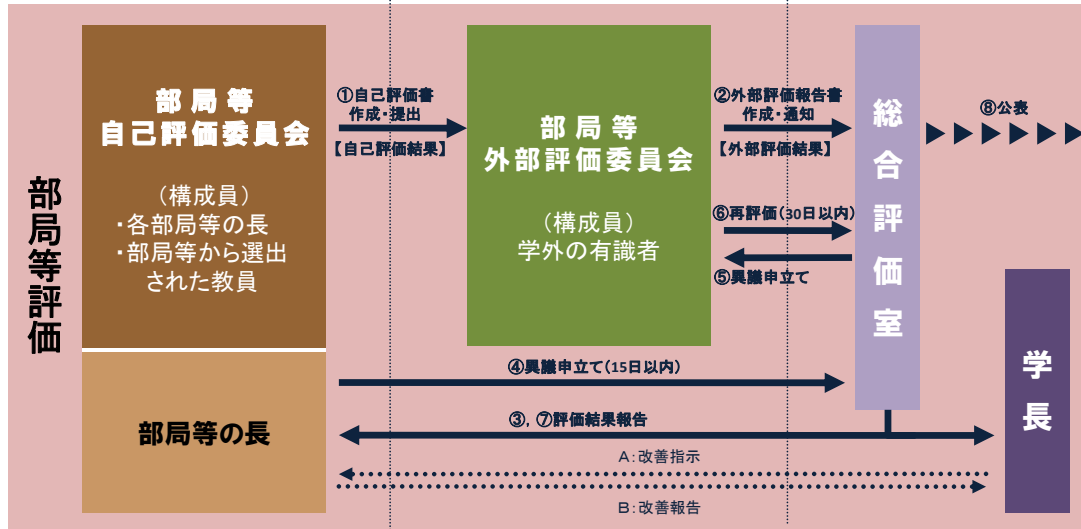
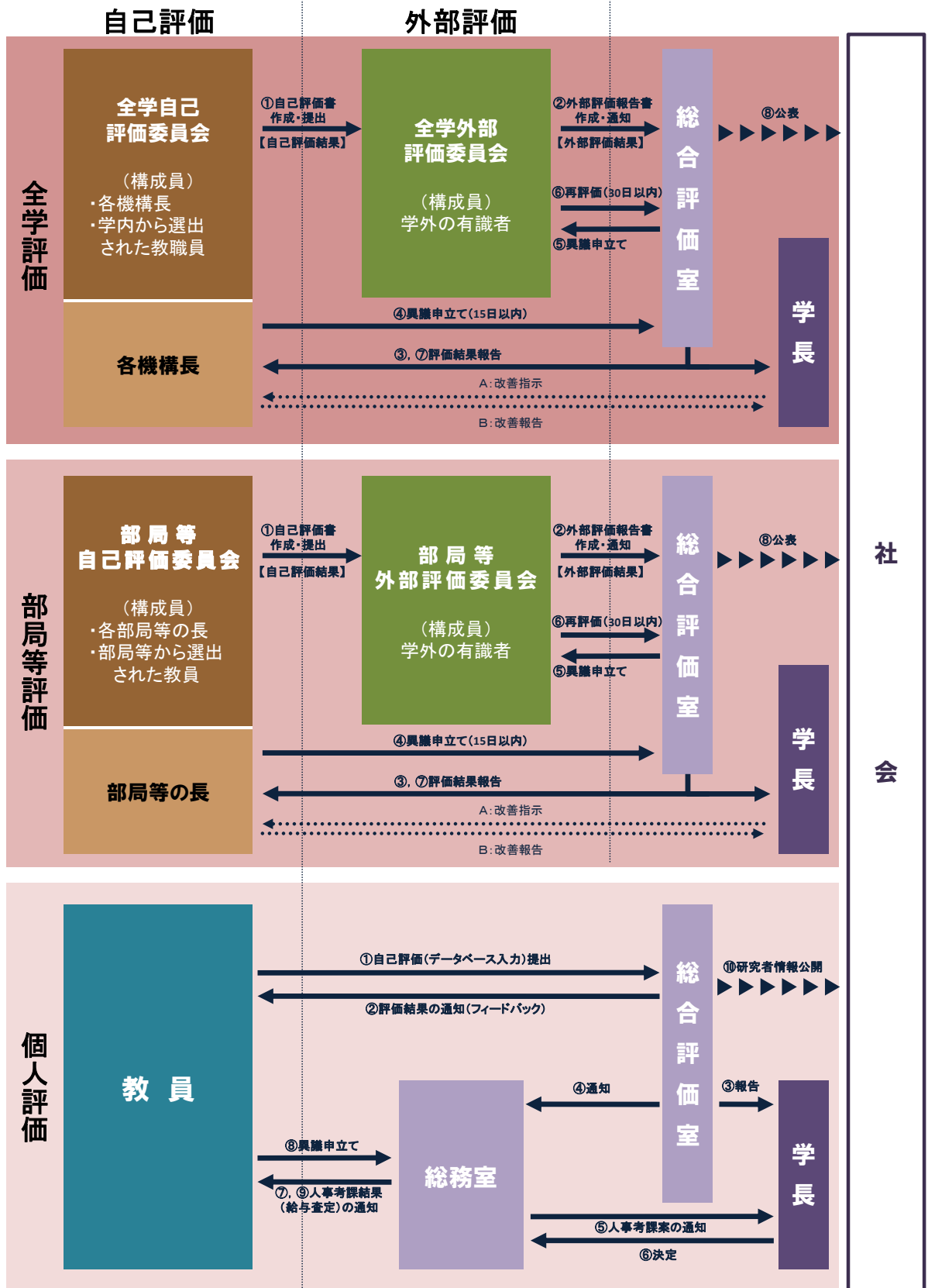
附 則

この基準は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年9月19日から施行する。

大学評価の実施体制



外部評価委員会委員名簿

浅島 誠	独立行政法人日本学術振興会 理事
大竹 美登利	東京学芸大学 理事・副学長
北原 和夫	東京理科大学科学教育研究科科学教育専攻 教授
木村 靖二	立正大学文学部 教授
菅原 洋子	北里大学 理学部物理学学科物性物理学講座 教授
鈴木 典比古	公益財団法人大学基準協会 専務理事
中村 丁次	神奈川県立保健福祉大学長
藤田 英典	共栄大学教育学部 学部長

(敬称略、職名は委嘱時、五十音順掲載)